

平成30年度
中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業
＜中小医療・福祉施設及び公衆浴場向け＞
(第二回説明会用)

手続きの手引き

(平成30年10月)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL：03-5990-5085 FAX：03-6279-4697

Eメール：cnt-smart@tokyokankyo.jp

ホームページ：https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/netuden/

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第24条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人等の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。

東京においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

本助成金に申請又は本助成金を受給される皆様方へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）が実施する本助成金交付事業につきましては、東京都（以下「都」といいます。）の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められています。当然ながら、公社としても助成金に係る不正行為に対しては厳正に対処いたします。

そこで、本助成金に申請をされる方、申請後助成金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分にご認識された上で、申請・受給されますよう、お願いいたします。

1. 中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業（以下「本事業」といいます。）については、中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業実施要綱（平成26年5月23日付26環工地第32号環境局長決定。以下「実施要綱」といいます。）及び中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業助成金交付要綱（平成26年6月25日付26都環公総地第355号。以下「交付要綱」といいます。）に基づき実施いたします。
 2. 本助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
 3. 助成対象経費については、交付決定以前に、発注、契約等を行っていた場合は、助成金を交付することはできません。
 4. 以上「2.」「3.」の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の決定を取り消します。また、公社からの助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年10.95%の利率）を加えてお返しいただくこととなります。
-

事業の概要

1. 1	背景	1
1. 2	目的	1
1. 3	事業のスキーム	2
1. 4	スケジュールのフロー図	3
1. 5	助成内容	
1. 5. 1	助成対象事業者	4
1. 5. 2	助成事業対象施設	4
1. 5. 3	助成対象事業	7
1. 5. 4	助成対象経費	8
1. 5. 5	助成金の額	9
1. 5. 6	本事業の実施期限等	9
1. 5. 7	交付の条件	9
1. 5. 8	契約について	9

2. 申請の方法

2. 1	募集期間	11
2. 2	申請書類	11
2. 3	申請書類の提出	11
2. 4	事業計画作成及び申請にあたっての留意事項	13
2. 5	審査	16
2. 6	交付決定	17
2. 7	助成事業の開始から工事完了まで	18
2. 8	助成金の額の確定	24
2. 9	助成金の交付	25
2. 10	交付決定の取消し	25
2. 11	交付決定後の注意事項	25

2. 12	調査等、指導・助言	27
2. 13	事業効果の報告	27
2. 14	個人情報等の取り扱い	27
2. 15	都が実施する制度・取組みについて（ご紹介）	28
3.	よくある質問等（Q&A）	29
4.	申請書類作成要領	41
5.	実施要綱・交付要綱	70

1 事業の概要

1.1 背景

都では、気候変動対策に先導的に取り組むとともに、低炭素・快適性・防災力を同時に実現する「スマートエネルギー都市」を目指した取組を進めています。

地産地消の東京産エネルギーの創出を拡大し、低炭素にも配慮したスマートエネルギー都市の実現に向けた重要な取組となります。

このため、都では、エネルギーマネジメントの実施を条件に、創エネルギー機器 { コージェネレーションシステム (以下、「CGS」という。) 及び蓄電池設備を併設した太陽光発電設備 } 並びに省エネルギー機器 { LED照明器具及び空気調和設備 } に対する助成制度を創設し、低炭素で高効率な自立・分散型電源の普及拡大並びに省エネルギーに貢献することを目指しています。



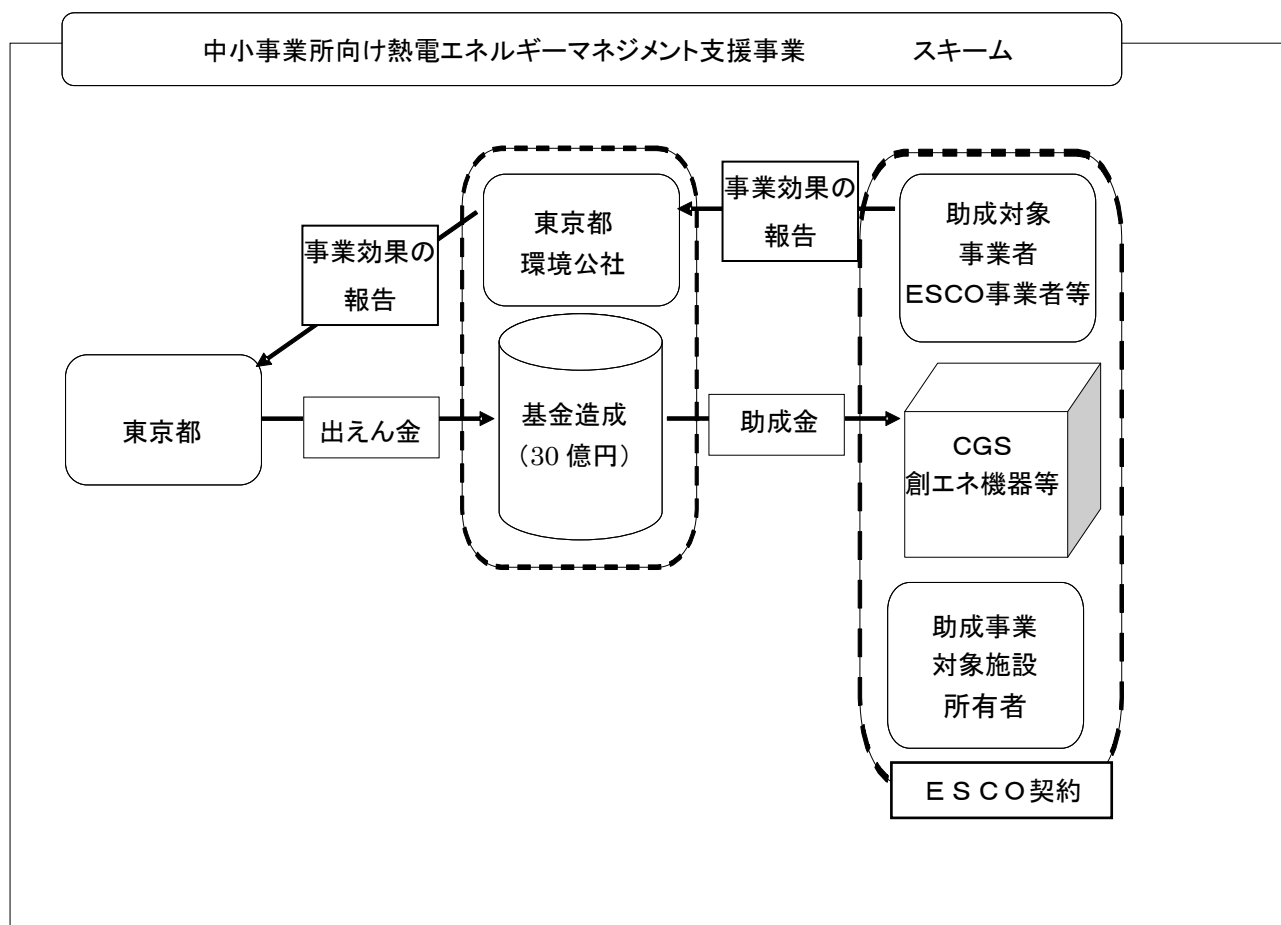
1.2 目的

本事業は、東京都内の中小事業所のうち、熱と電力を有効に利用できる中小医療・福祉施設及び公衆浴場に対し、天然ガス等を燃料としたCGSの導入とともに蓄電池を併設した太陽光発電設備の創エネルギー機器及びLED照明器具や空気調和設備の省エネルギー機器 (以下、「創エネ機器等」という。) の導入を図るとともに、熱と電力の見える化を図り、熱と電力の消費を抑えるエネルギーマネジメントを促進するため、その一部の経費について助成を行うものです。

1.3 事業のスキーム

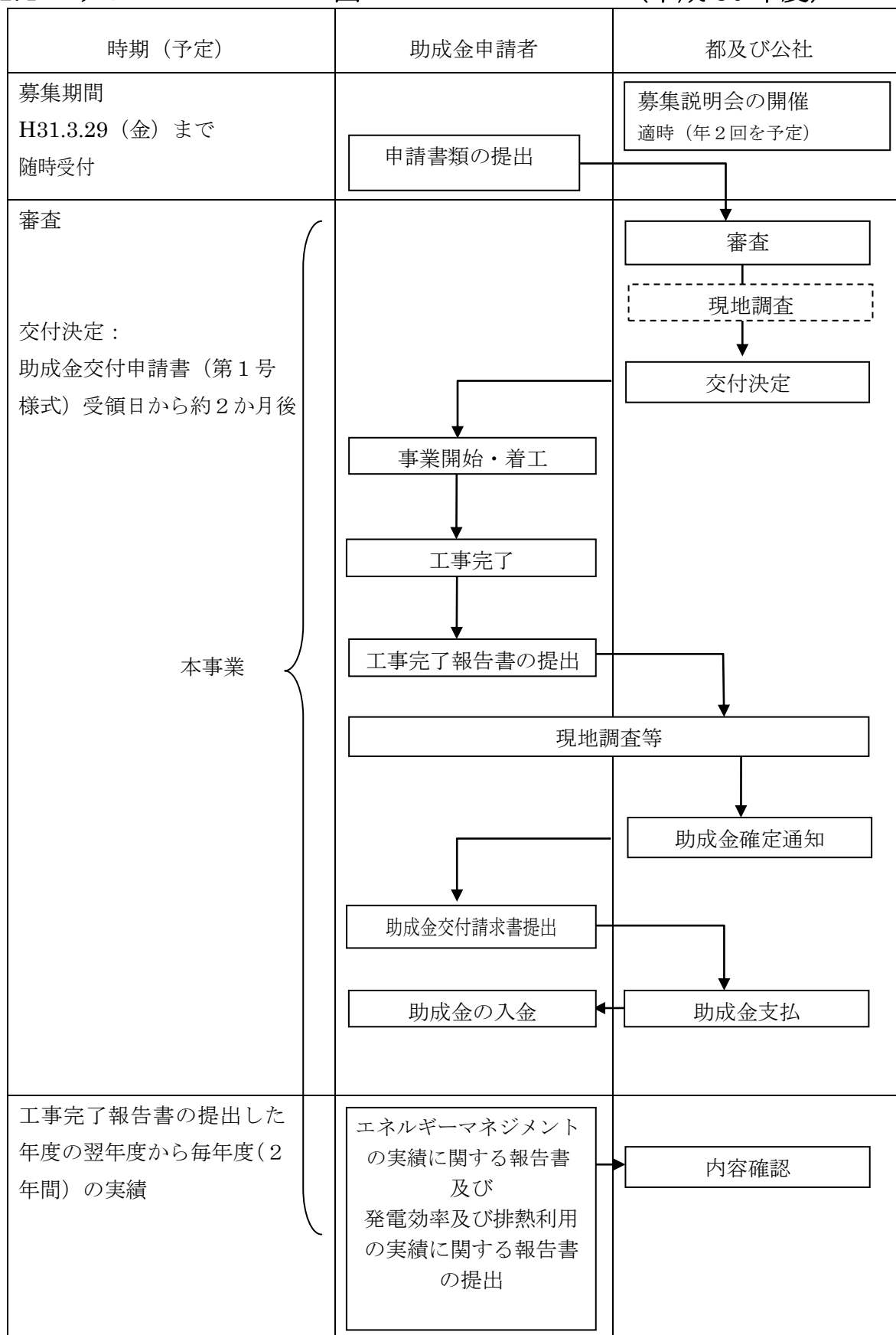
本事業では、都からの出えん金によって、平成26年度から平成32年度までの期間において、公社に30億円の基金を造成します。この基金をもとに、都内の中小医療・福祉施設及び公衆浴場に対してCGS等の創エネ機器等を導入する事業に対し、その経費の一部について助成を行います。

本事業のスキームは、次のとおりです。



1.4 スケジュールのフロー図

(平成30年度)



1.5 助成内容

1.5.1 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に挙げる条件を満たす者とします。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人が有するもの、並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が50%を超える法人を除きます。

- (1) 都内の中小医療・福祉施設及び公衆浴場に創エネ機器等の設置及びエネルギーマネジメントを実施しようとするESCO事業者。
 - (2) 助成事業対象施設の運営者（(1)のESCO事業者とギャランティード・セイビングス契約を締結し、共同申請する場合に助成対象事業者となります。）
 - (3) リース事業者（助成対象となるESCO事業において、リースを導入し、(1)のESCO事業者又は(2)の施設の運営者と共同申請する場合に助成対象事業者となります。）
- ※ 過去に税金の滞納がない事業者、刑事上の処分を受けていない事業者及びその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるもの。
- ※ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等でないもの。

1.5.2 助成事業対象施設

助成対象事業を行う施設（以下「助成事業対象施設」という。）は、都内に設置された中小医療・福祉施設及び公衆浴場であって、次に掲げるもののうち、いずれかに該当するものです。

- (1) 医療施設
医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院であって、200人未満の患者を入院させるための施設。
- (2) 福祉施設
以下に掲げる施設であって、利用定員が28人以上200人未満である施設。

関連規定	施設 (関連規定の欄の規定に係るものに限る。)
1 生活保護法（昭和25年法律第144号） 第38条第1項	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設
2 社会福祉法（昭和26年法律第45号） 第2条第2項第7号	社会事業授産施設
3 社会福祉法第2条第3項第8号	無料低額宿泊事業を行う施設
4 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第6条の2第2項若しくは第4項又は第7条第1項若しくは第2項	障害児入所施設（福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設） 児童発達支援センター（福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター）

	児童発達支援事業を行う施設 放課後等デイサービスを行う施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 助産施設 保育所
5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第6項、第7項又は第11項	療養介護の事業を行う事業所（療養介護事業所） 生活介護の事業を行う事業所（生活介護事業所） 障害者支援施設
6 障害者総合支援法第5条第12項、第13項又は第14項	自立訓練の事業を行う事業所（自立訓練（機能訓練）事業所及び自立訓練（生活訓練）事業所） 就労移行支援の事業を行う事業所 就労継続支援の事業を行う事業所（就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所）
7 障害者総合支援法第5条第8項	短期入所の事業を行う事業所
8 昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知	盲人ホーム
9 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項、第4項又は第5項	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設
10 老人福祉法第29条第1項	有料老人ホーム
11 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項	介護老人保健施設
12 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第3項	特定民間施設
13 昭和40年4月5日社老第87号厚生省社会局長通知	老人休養ホーム（景勝地、温泉等の休養地において、老人に対し低廉で健全な保健休養のための場を提供する施設）

14 介護保険法第8条第20項	地域密着型特定施設
15 介護保険法第8条第21項	地域密着型介護老人福祉施設
16 売春防止法（昭和31年法律第118号） 第36条	婦人保護施設
17 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）実施要綱（昭和40年8月18日40 民児童発第271号）	学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業） を行う施設
18 東京都認証保育所事業実施要綱（平成1 3年5月7日12福子推第1157号）	認証保育所（A型及びB型）
19 認可外保育施設に対する指導監督要綱 （昭和57年6月15日56福児母第99 0号）及び認可外保育施設に対する指導監 督要綱実施細目（昭和57年6月15日5 7福児母第144号）、事業所内保育施設支 援事業補助要綱（平成19年9月13日1 9福保子支第549号）又は東京都病院内 保育所施設整備費補助金交付要綱（平成2 0年9月8日20福保子支第831号）	事業所内保育所 病院内保育所 小規模保育事業実施施設
20 院内保育事業運営費補助金交付要綱（平 成14年11月26日14健医人第131 3号）	病児・病後児保育事業を行う施設
21 その他	東京都知事が助成の目的を達成するため特 に必要と認めた施設

(3) 公衆浴場

物価統制令に基づき入浴料金が定められている銭湯。（国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が所有するものは除きます。）

平成29年度の入浴料金は、「大人（12歳以上の者）460円」「中人（6歳以上12歳未満の者）180円」「小人（6歳未満の者）80円」と定められています。

1.5.3 助成対象事業

助成対象事業は、助成対象事業者が都内の助成事業対象施設に次の(1)で示す全ての要件を満たすCGSの設置を行い、ESCO事業者が当該施設の最大需要電力を5%以上抑制するエネルギーマネジメントを含むESCO契約を施設の運営者と締結する事業とします。なお、施設運営者と施設所有者が異なる場合は、施設所有者の同意書を添付してください。

ただし、低圧電力と従量電灯又は従量電灯のみによる電力契約の場合は、最大需要電力を低圧電力及び従量電灯の合計電力と読み替え、想定される（CGS、エネファーム及び太陽光発電の有効電力、LED照明器具への更新及び電気空調機の更新による）削減電力に同時使用比率80%を乗じた値を抑制した電力と見做し、この値を低圧電力契約値＋従量電灯の契約値（kVAをkWと読み替え）の電力で除した数値（パーセント表示）が5%以上であることとします。

高圧受電契約、低圧＋従量電灯受電契約の最大電力の5%以上抑制について

	高圧受電	低圧＋従量電灯
最大電力	電力会社の請求書に記載された契約電力	契約している低圧電力値（kW）＋従量電灯（kVA）を合算した数値
抑制数値	① CGSや省エネルギー機器導入による電力削減予想効果記載（実施計画書その4-1（2）） ② 機器設置後の最大電力の抑制実績を記載（エネルギーマネジメントによるエネルギー使用実績に関する報告書（第4号様式））	

(1) CGSの条件

- ① 新品のCGSを設置してください。
- ② CGSで使用する燃料は、天然ガスを主原料とするもので、次のとおりとします。ただし、災害等の理由により燃料の供給が途絶した場合はこの限りではありません。
 - ・天然ガス
 - ・液化天然ガス
 - ・天然ガス又は液化天然ガスを主原料（組成比が一番高いものを「主」とする。）とし、かつ炭素換算係数が（天然ガス×1.10）未満のガスとします。なお、天然ガスの炭素換算係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に定める係数を用いてください。
- ③ 燃料使用量及び排熱利用量を測定する専用の計測装置を取り付けることとします。
- ④ 燃料電池方式及び1台当たりの発電出力が30kW以上の場合は、次の条件を満たすこととします。

$$2.17 \times \text{発電効率}(\%) + \text{排熱利用率}(\%) > 87\%$$
 この場合において、発電効率及び排熱利用率は、いずれもパーセントで表した値とし、発電効率は定格値（高位発熱量基準）を用いるものとします。
 発電効率は、CGSの仕様書に記載された定格効率を用い、排熱利用率は、年間に有効活用された熱量を燃料使用量から計算した全熱量で除した数値です。
- ⑤ 1台当たりの発電能力が30kW未満の場合は、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度の認定を受けたものとします。

- (2) 太陽光発電設備及び蓄電池設備
蓄電池設備を設置することを条件に、太陽光発電設備を対象とします。
- (3) LED照明器具
直管型、ダウンライト、電球形LED照明器具等を対象とします。
- (4) 空気調和設備
全熱交換設備及び空気調和設備の機器を対象とします。

1.5.4 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」といいます。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもので、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

項目	内訳
設計費	創エネ機器等の据付に係る設計費用
設備費	発電機付ガスエンジン、発電機付ガスタービン、燃料電池、冷温水タンク、熱交換器、煙道、煙突、制御装置、安全装置、基礎、給水ポンプ、給水タンク、計測装置、操作盤、LED照明器具、全熱交換器、空気調和設備、太陽光発電設備（蓄電池を含む）の購入に要する費用。 その他公社が必要と認めるもの。 加圧シスターンは、対象外とします。
工事費	設備の据付、調整等に要する費用。 原則として、工事費用は、配管類、配線類等を含む工事費とします。 なお、既存配管の引替え費用は、対象外とします。
諸経費	電気、水道、ガスに係る工事負担金に要する費用。

注1 上記経費に係わる消費税相当額は、助成対象経費となりません。

注2 工事費は助成事業を行うために不可欠な工事の費用をいいます。

注3 諸経費（通信費・旅費・事務雑費、一般管理費等）は、対象になりませんので、御注意ください。

注4 土地の取得及び賃借に要する経費は対象になりません。

注5 過剰であると見なされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外において使用することを目的としたものに要する経費は対象になりません。

注6 中古の設備については、助成対象経費とは認められません。

注7 撤去費、移設費、処分費は、対象になりません。

注8 国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、助成対象となります。

1.5.5 助成金の額

1.5.4の助成対象経費について、その2分の1の額（上限額1億円）を助成します。

ただし、太陽光発電設備にあたっては、公称最大出力1キロワットにつき、2万円。

なお、都以外の他の助成金を併用する場合は、都と他の補助金を合算した額が助成対象経費の2分の1の額を超える申請はできません。

注1 助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします（円単位で項目ごとに算定した上で、合計額について千円未満は切り捨ててください。）。

注2 工事完了後の助成金の交付となりますので、助成事業期間中は借入金等で必要な資金を調達する必要があります。

1.5.6 本事業の実施期限等

助成金の交付は、平成26年度から平成32年度まで行います。ただし、助成事業対象施設において、耐震化事業に係る工事を同時期に行う場合は、工事完了報告書の提出を平成33年度までとすることができます。

本事業の実施期限は、工事完了報告書（第12号様式）の届出を行った日の属する年度の翌年度から起算して3年度目の5月末日までです。助成金の交付決定を受けた場合は、本事業の実施期限まで継続して、都又は公社の実施する調査等に協力する義務があります。

1.5.7 交付の条件

助成対象事業者は、以下の交付条件をすべて満たす必要があります。

(1) 交付の条件

・申請時

- ① 助成対象事業を実施する事業者であること。
- ② 助成対象事業者は、創エネ機器等に係る経費に関して、本助成金以外に都の助成金又は給付金を受給しないこと。
- ③ エネルギーマネジメントにおいて、削減保証を行い、削減保証率を明記すること。
なお、ESCO契約に削減保証率が明記されていることが望ましい。

・交付決定後

- ① 交付要綱第9条第3項に規定する本助成金の交付決定の通知を受領した日から、1年以内に事業に着手すること。
- ② 創エネルギー機器の発電効率、排熱利用率及びエネルギーマネジメントの成果を検証するため、必要な計測機器を設置するとともに、工事完了報告書の届出を行った日の属する年度の翌年度から起算して2年間、各年度の発電効率及び排熱利用率の実績について、翌年度の5月末日までに、前年度のエネルギーマネジメントによるエネルギー使用実績に関する報告書（第5号様式）及び発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書（第6号様式）を提出すること。
- ③ 都又は公社が行う本事業の実施状況に関する情報の公表に協力すること。
助成事業者は、1.5.6の本事業の実施期限の日までの間、CGSについて1.5.3(1)④の条件を満たすこと。
- ④ 災害時等に系統電力が途絶えた場合において、助成事業実施施設は、CGSから電力の供給を受けて、可能な限り事業の継続を図ること。

注1 本事業における、年間及び年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

注2 助成対象設備について、本事業以外に都の補助金等の重複申請を行い、本事業によって助成を受けることが決まった場合には、どちらかを辞退していただきます。

注3 本助成金の交付決定後に、都以外の他の補助金の交付決定を受けた場合、本助成金は、助成対象経費の2分の1から、他の補助金で交付決定された額を差し引いた額に減額されます。

1.5.8 契約について

助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴取その他の方法により競争に付さなければなりません。ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適切である場合はこの限りではありません。

ただし、競争入札を行わない場合は、発注先選定理由書を提出してください。発注先選定理由書が妥当であるかを公社で審査します。

(中小医療・福祉施設及び公衆浴場所有者の皆様へのお願い)

都では、都内に所在する全ての中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」を実施しています。

本制度は、報告書の作成を通じて、二酸化炭素排出量を把握し、具体的な省エネルギー対策を実施していただき、中小規模事業所からの二酸化炭素の排出抑制を推進していくことを目的としています。

本制度では、既に3万を超える事業所の方々が報告書を提出され、積極的な省エネ・節電対策に取り組まれております。

中小医療・福祉施設及び公衆浴場所有者の皆様におかれましては、本制度の趣旨に賛同いただき、同報告書を積極的に提出いただくようお願いいたします。

※地球温暖化対策報告書制度の詳細及び報告書の作成方法については、クール・ネット東京のホームページをご確認ください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/report/warming/>

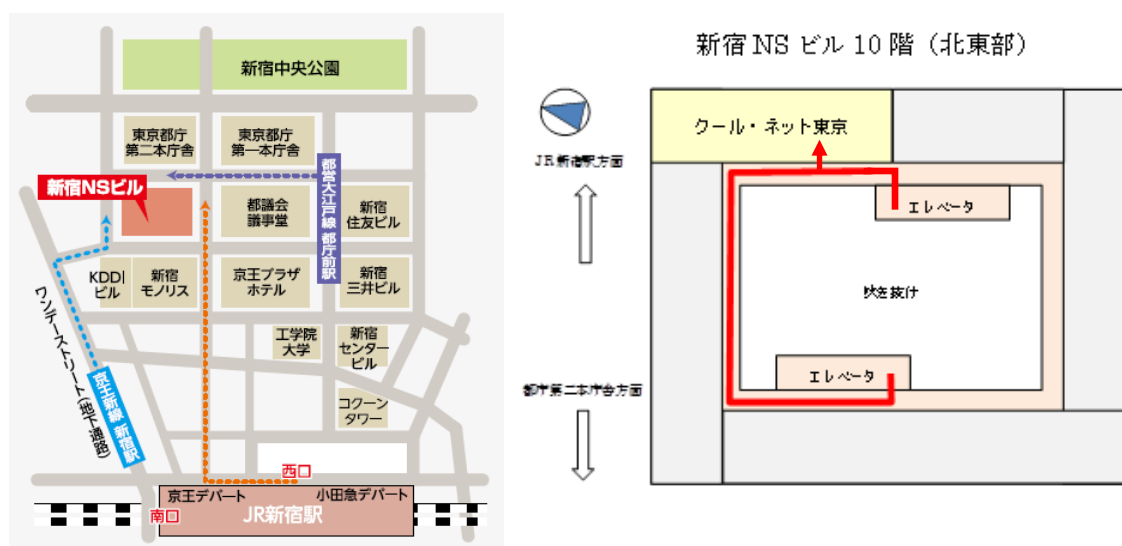
問い合わせ先：03-5990-5091

ESCO事業者については、インターネットの検索ページから、『クール・ネット東京 ビジネス事業者』を検索すると、ESCO事業者の紹介ページにアクセスできます。

(2) 提出先

〒163-0810
 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階
 公益財団法人 東京都環境公社
 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
 スマートエネルギー都市推進担当
 (受付時間：土日祝祭日を除く9時00分から17時00分まで)
 電話：03-5990-5085

(3) アクセス図、案内図



(4) 問い合わせ先

【制度に関する問い合わせ先】
 東京都環境局
 地球環境エネルギー部 地域エネルギー課
 電話 03 - 5388 - 3533

【申請に関する問い合わせ先】
 公益財団法人 東京都環境公社
 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
 スマートエネルギー都市推進担当
 電話 03 - 5990 - 5085 FAX 03 - 6279 - 4697

2.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項

(1) 事業計画作成及び申請上の留意点

- ① 事業計画の審査は、提出された助成金交付申請書（第1号様式）、助成事業実施計画書（第20号様式）助成対象事業の実施に係る同意書（第21号様式）及び関連資料をもとに行います。適正な審査が実施できるよう、「4 申請書類作成要領」を参考に、適切に記述をしてください。
- ② 申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、不採択となる場合があります。
- ③ 提出する書類はファイル綴じとし、資料ごとにインデックスを使用してください。
- ④ 必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。なお、補足説明資料は印刷物に限り、かつ、必ずA4サイズ（A3折りたたみ可）としてください。
- ⑤ 助成対象事業者・申請単位等については、以下のとおりです。よくお読みいただき、不備や誤りのないよう御注意ください。

ア 助成対象事業者

(ア) 一つの助成事業対象施設に対して、一つの事業者とします。施設が異なれば、同一事業者でも同時申請が可能です。

(イ) リース（割賦販売を含む）事業者が助成対象事業を実施しようとする場合は、本事業の実施期限の日までの間、継続する当該助成対象事業で設置する創エネ機器等に係るリース契約、割賦販売の契約（以下「リース契約等」という。）を締結したE S C O事業者又は施設の運営者と共同申請としなければなりません。

E S C O契約、リース契約においては、料金から助成金相当分が減額されていることを証明できる書類を添付し、当該契約期間が、本事業の実施期限まで継続することを記載してください。

注1 E S C O契約とは、省エネルギー量の保証、費用負担及び実施期間等について明記されたパフォーマンス契約のことです。本事業に該当する契約は、シェアード・セイビングス又はギャランティード・セイビングス契約です。助成金相当分が減額されたE S C O料金が設定され、本事業の実施期間、取得財産の適正管理を前提とする契約である必要があります。

注2 エネルギーマネジメントの実施にあたり、削減保証量は、削減目標量（予定量）を定めてください。

注3 リースを利用する場合、リース料金から助成金相当分が減額されていることを証明できる書類（助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）の提示を条件に、助成対象事業者とリース事業者との共同申請を認めます。また、契約の際は、リース契約期間が、本事業の実施期間にわたって継続することを前提とした契約としてください。

注4 E S C O事業者（助成対象事業者）は、本事業の交付申請を行う日から実施期限の日までの間、東京都ビジネス事業者登録又は一般社団法人E S C O・エネルギーマネジメント

推進協議会の会員、或いは国、地方公共団体その他の公的機関等と交付申請日の属する年度から起算して過去3箇年度以内に、省エネルギーに関する包括的なサービスに係る契約を締結した実績のある者である必要があります。

その他の必要事項については、「1.5.7 交付の条件」をご確認ください。

シェアード・セイビングス契約	ギャランティード・セイビングス契約
<ul style="list-style-type: none"> ・ E S C O事業者は、施設の運営者に対し、改修工事等の実施によるエネルギーの削減量を保証します。 ・ E S C O事業者が改修工事等の資金を確保します。 ・ 施設の運営者は、改修工事等によって実現される削減額から一定割合をE S C O事業者に支払います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ E S C O事業者は、施設の運営者に対し、改修工事等の実施によるエネルギーの削減量を保証します。 ・ 施設の運営者が改修工事の資金を確保します。 ・ 施設の運営者は、改修工事等によって実現される削減額から一定割合をE S C O事業者に支払います。

イ 申請単位

助成対象事業者が一つの施設において設置するC G Sを含む創エネ機器等を申請単位とします。

ただし、同一敷地内に所有者が同じで、複数の建築物がある場合には、同一敷地内の建築物全体を一つの建築物（一つの施設）と見なします。

ウ 申請設備・機器

(ア) 創エネ機器等の仕様については、機器カタログや図面などを用いて記載してください。

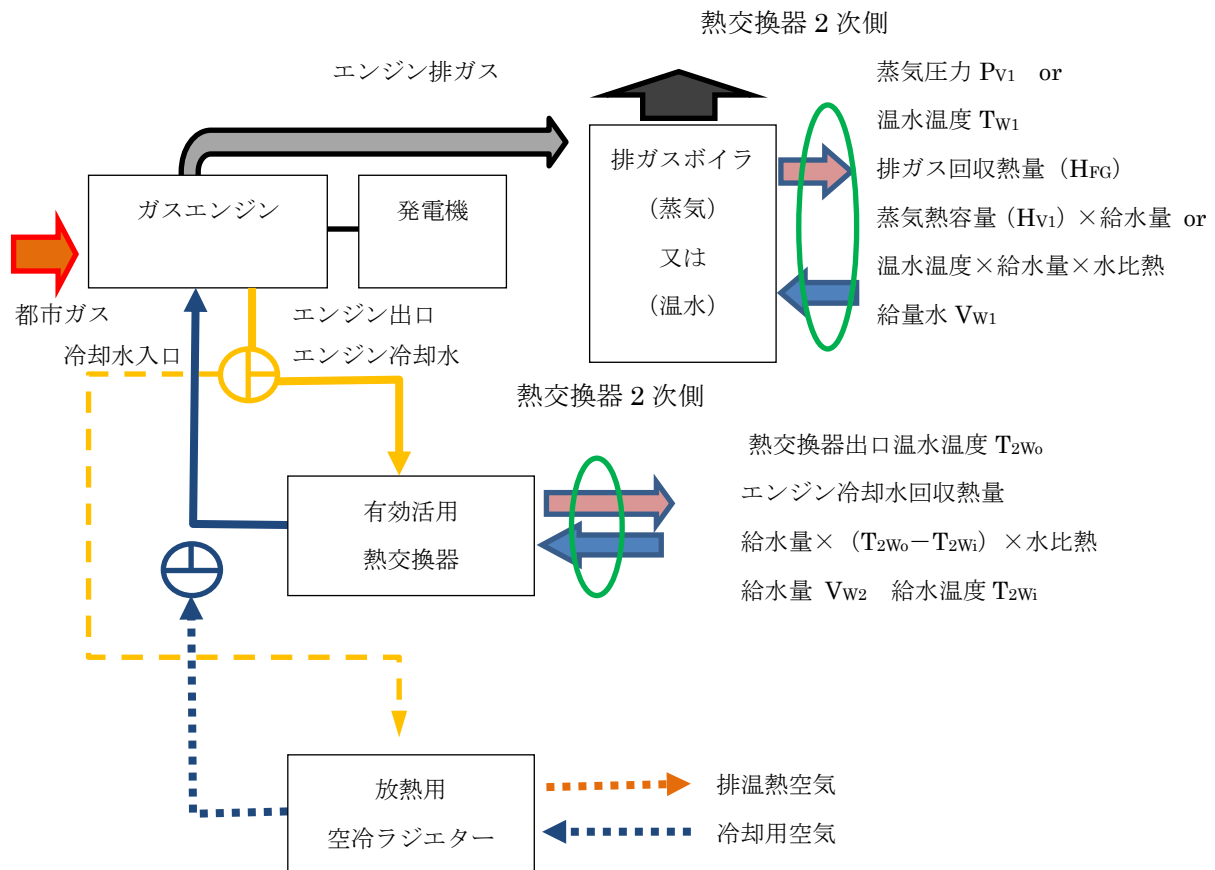
(イ) 電力及び熱エネルギーの計測点（電力：電流・電圧・電力量、熱：流量・出入口温度又は蒸気圧）は、機器配置図に明記してください。

熱エネルギーの計測は、原則として熱交換器の2次側の流量と熱交換出入口の温度とします。熱交換器の1次側での測定を選択する場合は、熱交換器の効率

を加味した2次側の熱エネルギーを計画書及び発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書に記載してください。その場合、熱交換器の効率は、95%としてください。

- (ウ) CGS及び太陽光発電設備で発電された電力の系統が分かるように、単線結線図に助成事業対象施設での接続点や系統制御の方法等を記載してください。
- (エ) 災害時等に系統電力が途絶えた場合において、CGS（燃料電池方式によるCGSを含む。）の電力が助成事業対象施設に供給されることが分かるように記載してください。
- (オ) CGSの排熱利用の実績に関する測定位置

エンジン冷却水系統及び排ガス系統共に、熱量測定位置は原則2次側とします。ただし、1次側で測定される場合は、熱交換器の効率を想定した2次側のデータを提出することとします。



エ エネルギー使用計画

- (ア) 創エネ機器等を設置する場合は、工事完了予定日の属する年度の翌年度から起算して2年度分のエネルギー使用計画（第20号様式別紙2-2）を記載してください。
- (イ) エネルギー使用計画はエネルギーの種類ごと（電力、排熱）、機器ごとに

記載してください。

(2) 事業開始日及び工事完了報告書提出日

① 事業開始日

交付決定の通知を受領した以降で、創エネ機器等の設置に係る設計又は工事の契約を締結する（予定）日になります。助成事業実施計画書の助成金事業工程表（第20号様式別紙3）に記載する交付決定の通知を受領する日は申請後2か月後と仮定して作成してください。

② 工事完了報告書提出日

創エネ機器等の設置に係る工事が完了する予定日になります。工事の完了後に公社による検査を受け、助成金交付額が確定します。なお、工事完了報告書（第13号様式）の届出は、工事完了後速やかに行い、遅くとも平成32年12月28日までに行わなければなりません。

ただし、本助成事業と並行して、耐震化事業に係る工事を助成事業対象施設で同時期に行う場合においては、平成33年12月28日までに工事完了報告書の提出を行うことができます。

2.5 審査

(1) 審査の流れ等

審査は、書類による資格要件及び事業内容等の審査により行います。手順は、以下のとおりです。

書類審査

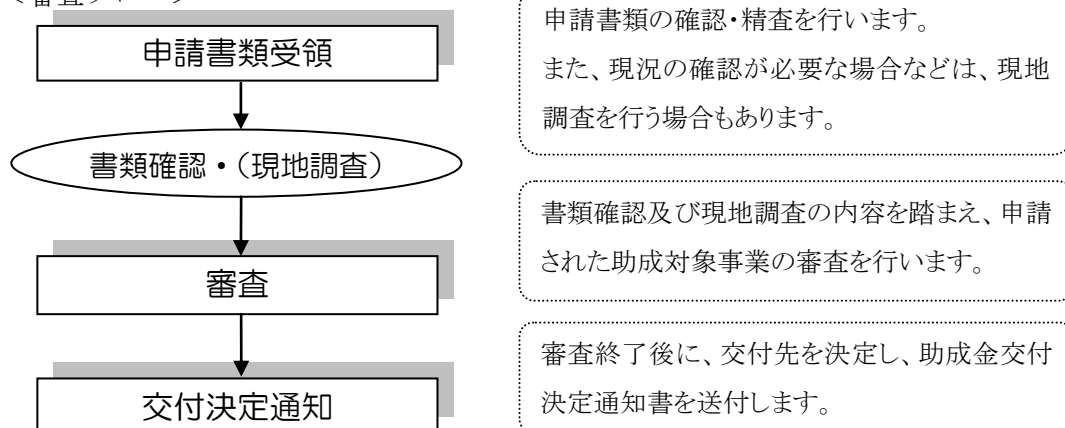
- ① 「1.5.1 助成対象事業者」、「1.5.3 助成対象事業」及び「1.5.7 交付の条件」に適合しているか審査します。
- ② 助成金交付申請書（第1号様式）（助成事業実施計画書を含む。）等の提出された書類をもとに助成対象事業について審査します。
 - 注1 審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。
 - 注2 審査結果については、採択の可否を書面で通知いたします。
 - 注3 審査中の途中経過に関するお問合せには、一切応じかねますのであらかじめご了承ください。
 - 注4 選考に係わる審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係わる経費は、助成金申請者の自己負担になります。
 - 注5 助成金申請者又は助成対象施設の運営者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
 - 注6 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(2) 審査の主な着眼点

今回の募集において特に重要な、審査に当たっての主な着眼点は、次のとおりです。

- ① 創エネ機器等設置による最大電力の削減率
- ② 事業計画の費用対効果
- ③ 経営状況
- ④ 事業計画の技術的可能性
- ⑤ 事業計画の合理性

<審査フロー>



2.6 交付決定

(1) 交付決定通知

審査の結果に基づき、公社が当該募集の助成枠の範囲内で助成金の交付を決定した事業者（以下「助成事業者」といいます。）に、助成事業名、助成対象経費及び助成金の額等について記載した助成金交付決定通知書（第3号様式）を送付します。

交付決定に当たっては、助成金の適正な交付を行うために必要と認めるときは、申請内容について修正を加え又は条件を付して交付決定を行う場合があります。また公社は、必要に応じて、助成事業対象施設の現地調査を行いますので、ご協力をお願いします。

なお、不交付のときは、助成金不交付決定通知書（第4号様式）を送付します。

注 公社が通知する助成金の額（以下「交付決定額」といいます。）は、助成限度額を明示するものであり、助成金の支払額を約束するものではありません。また、助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、通知した助成金の額を超えてお支払いすることはできません。なお、2.7 (4) 助成事業の計画変更について申請を行い、これが認められた場合は、変更後の額を交付決定額とします。

(2) 交付決定通知書の確認等

公社より送付された助成金交付決定通知書の内容をご確認ください。内容等に疑義が生じた場合、公社までお問い合わせください。(2.7 (2)「申請の撤回」を参照ください。)

助成金交付決定通知書は大切に保管してください。(以下同様に都又は公社より送付の文書及び関係書類は、工事完了報告書を提出した日の属する公社の会計年度の翌年度から15年間、保管してください。)

2.7 助成事業の開始から工事完了まで

(1) 助成事業の開始

- ① 助成事業者は、施設の運営者（ただし、運営事業者と当該施設所有者が異なる場合は同意書を添付してください。）とE S C O契約（シェアード・セイビングス又はギャランティード・セイビングス契約）を締結すると共に、交付要綱第9条第3項に規定する本助成金の交付決定の通知を受領した日から、1年以内に着手してください。また、契約日から14日以内に助成事業開始届（第7号様式）に工事契約書の写し等必要書類を添付して提出してください。（記載例1参照）

なお、交付決定通知の受領後1年以内に着工しなかった場合は、交付決定を取り消しますので、ご注意ください。

- ② リース事業者と共同申請の場合、リース事業者とE S C O事業者又は施設の運営者は、創エネ機器等のリース契約を締結し、助成事業を開始してください。
- ③ 当該工事の発注先は複数の見積りにより決定してください。また、その際は、申請時に採用した機器と同等又は、それ以上の能力（効率）の機器となるようにしなければなりません。
- ④ 助成事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合は、利益等排除を行った経費が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益等排除を行ってください。

<利益相当分の排除について>

助成事業において助成対象経費の中に助成事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む）がある場合、助成対象事業に助成事業者の利益等相当分が含まれていることは調達先の選定方法に関わらず、助成金交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等排除方法を定めます。

－利益等排除の対象となる場合－

① 助成事業者が自社から調達を行う場合

当該調達品の原価（当該調達品の製造原価又は当該工事の工事原価）をもって助成対象経費とします。原価だと証明できない場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

助成対象経費＝製造原価（又は工事原価）

これによりがたい場合は、

助成対象経費＝市場流通価格×（1－売上総利益率）

② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内（又は当該工事の工事原価以内）だと証明できる場合は、取引価格をもって助成対象経費とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

助成対象経費＝調達先の製造原価（又は工事原価）

これによりがたい場合は、

助成対象経費＝取引価格×（1－調達先の売上総利益率）

③ 助成事業者の関係会社（上記②を除く）からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価（又は当該工事の工事原価）と当該調達品に対する経費等（販売及び一般管理）との合計以内だと証明できる場合は、取引価格をもって助成対象経費とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

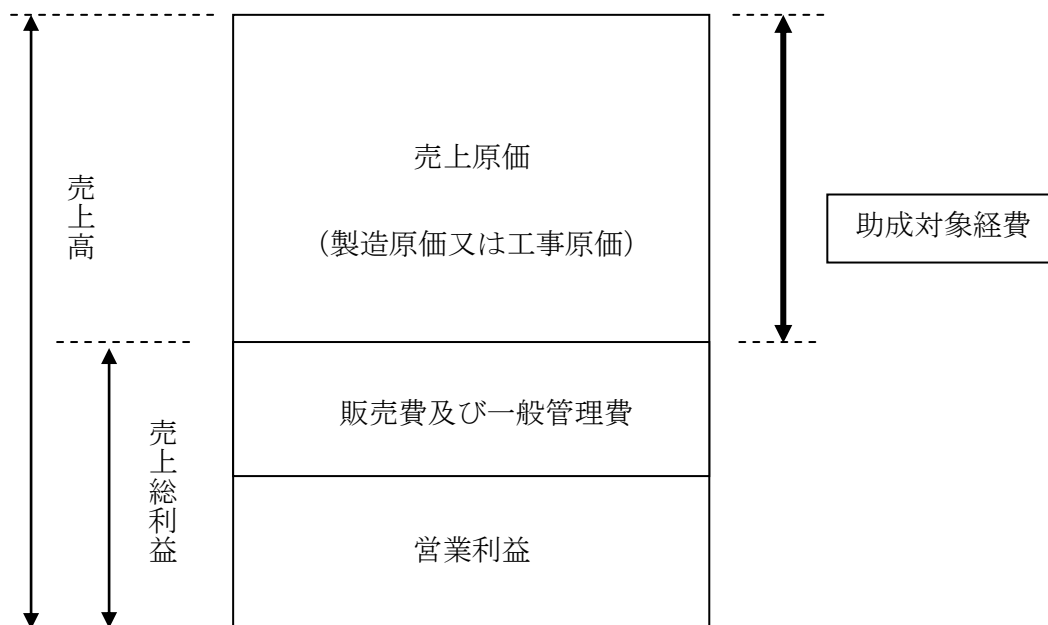
助成対象経費＝調達先の製造原価（又は工事原価）＋経費等（販売費及び一般管理費）

これによりがたい場合は、

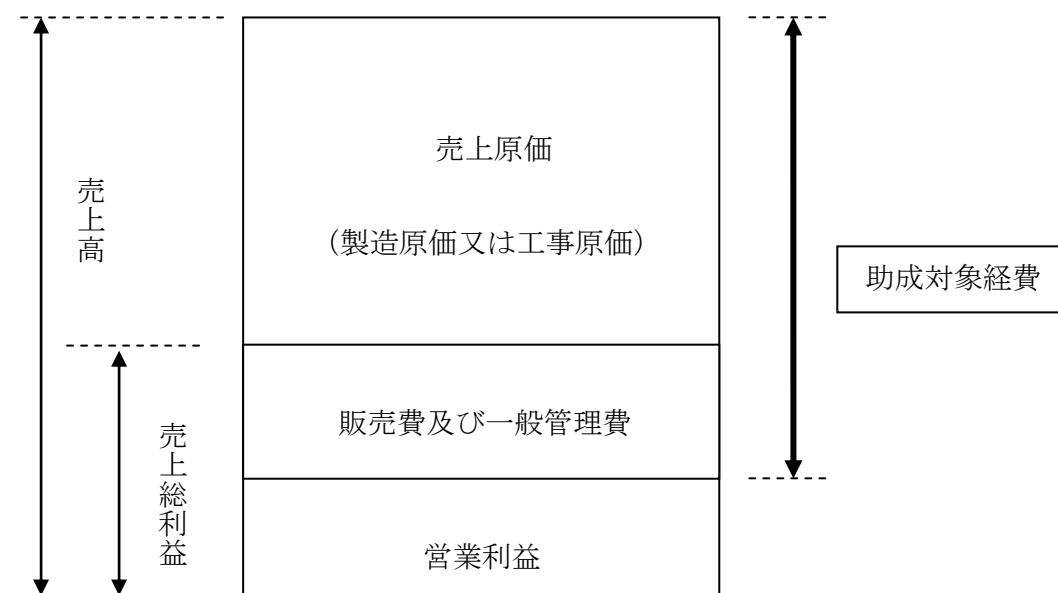
助成対象経費＝取引価格×（1－調達先の営業利益率）

<助成対象経費のイメージ図>

- ① 助成事業者が自社から調達を行う場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合



- ③ 助成事業者の関係会社（上記②を除く）からの調達の場合



注意点

上記内容の判定にあたっては、証拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

※ 書類の提示がない、あるいは提示できない場合は、利益等控除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、御注意ください。

(2) 申請の撤回

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第8号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。（記載例2参照）

(3) 事情変更による決定の取消し等

助成金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合には、公社は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

(4) 助成事業の計画変更に伴う申請

① 助成事業者は、助成事業の実施中又は実施前に、事業の内容について、以下のような変更の可能性が生じた場合は、あらかじめ、公社に助成事業計画変更申請書（第9号様式）を提出してください。

ア 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、助成事業者や交付の条件等を満たさなくなるような変更は認められません。

イ 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。ただし、交付決定額を超える変更で交付予定額以上の経費は認められません。

※ 助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更に該当します。

② 申請が妥当であると認められた場合は、公社が必要に応じ条件を付して、その旨を通知します。

(5) 事業者情報の変更に伴う届出

助成事業者は、代表者、住所、商号等を変更した場合は、速やかに、住所等の変更届出書（第10号様式）を提出してください。

(6) 債権譲渡の禁止

助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は継承することは原則として認められません。ただし、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行うものが変更される場合においては、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第18号様式）を提出し、都がその旨を承認することで、助成金の交付に係る地位を継承することが認められる場合があります。

なお、実施期限以降の助成事業者から助成事業実施施設所有者への債権譲渡については、この限りではありません。

(記載例1)

第7号様式 (第12条関係)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

助成事業開始届提出日を記入してください。

本記載例は、ギャランティー
ド・セイビングス契約を前提
とした助成対象施設の事業者
とESCO事業者及びリース
事業者の三者申請の場合を想
定しています。

助成金交付決定通知書に記載
されている日付・番号です。

(助成事業者)

住所 ○○▲▲□□◇◇◇ ◆◆代表
氏名 医療法人 ○○会 □◇病院 者印
病院長 東京 一郎

(共同申請の場合は併記)

住所 △△△○○○××× ○-○-○代表
氏名 株式会社社印◇◇◇◇◇ 者印
代表取締役社長 ◆◆◇

(共同申請の場合は、併記)

住所 ×××○○○△△△ ○-○-○代表
氏名 △△△社印株式会社 者印
代表取締役社長 △△△

助成事業開始届

申請番号の下3桁が
枝番となります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇都環公総地第〇〇号により交付決定のあった事業について、事業を開始したので、中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業助成金交付要綱（平成26年6月25日付26都環公総地第355号）第12条第2項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

事業の名称	○○医療法人 □◆病院創エネ機器等設置事業
工事期間	着手年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日 完了予定年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・経費状況内訳書（別紙） ・契約書の写し（写し） ・機器仕様書（写し） ・函面（写し）等
※受付欄	

助成金交付決定通知書に記載されている
事業の名称です。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(7) 工事遅延等の報告

① 助成事業者は、助成事業実施計画書に基づき工事等を進捗させるように努める義務がありますが、やむを得ない事由により工事が予定の事業実施期間内に完了することができずと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第11号様式）を公社に提出してください。

ただし、工事完了に係る工事完了報告書（第13号様式）は、遅くとも平成32年12月28日までに提出してください。

なお、本助成事業と並行して、耐震化事業に係る工事を助成事業対象施設で同時期に行う場合においては、平成33年12月28日までとすることができます。

② 遅延の理由、内容が認められた場合は、公社は必要な措置をとりますので、指示に従ってください。なお、指示に従わない場合は、助成金の支払いが行われなことがあります。

(8) 助成事業の廃止

① やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第12号様式）を提出し承認を得る必要があります。

② 申請内容を審査し、妥当であると判断された場合には、事業廃止についての承認を行い、その旨を助成事業者に通知します。なお、承認に当たっては、必要に応じて公社が条件を付する場合があります。

(9) 工事完了の報告

助成事業者は、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（第13号様式）を公社に提出してください。

注1 工事完了報告書の提出期限は、平成32年12月28日ですが、本事業における工事期間は、助成事業の規模・計画に応じて適正に設定し、当該工事を計画的に進捗管理することが求められます。

ただし、本助成事業と並行して、耐震化事業に係る工事を助成事業対象施設で同時期に行う場合においては、平成33年12月28日までとすることができます。

2.8 助成金の額の確定

(1) 公社は、工事完了報告書（第13号様式）を受領したあと、書類の審査及び現地調査等により助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を助成金確定通知書（第14号様式）により通知します。

(2) 申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いが行われません。

注1 助成金の額が確定した後も、「2.10 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取消される場合があります。

2.9 助成金の交付

- (1) 助成事業者は、公社による現地調査等を受け、設計及び工事の請負業者等に対して助成工事に係る工事の支払いが完了し、公社より助成金確定通知書があった時点をもって、助成金交付請求書（第15号様式）及び助成金口座振替依頼書（第16号様式）を提出するものとします。
- (2) 公社は、助成金交付請求書の受領後、添付された領収書の確認を行い、助成事業者に助成金を交付します。
- (3) 助成金交付請求書の内容が、助成金確定通知書と違う場合、助成金の支払いが行われないことがあります。
- (4) 助成金の振込み先は、原則として設備を所有する助成対象事業者です。

2.10 交付決定の取消し

- (1) 次のような場合には、助成金交付決定の取消しを受ける場合があります。
 - ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - ③ 本事業にかかる都又は公社の指示に従わなかったとき。
 - ④ 交付決定を受けた者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - ⑤ その他助成金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又は条例に違反したとき。
 - ⑥ 交付決定通知受領後1年以内に着工しなかったとき。
- (2) 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者に通知を行います。

（取消しの具体例）

- ア 要件とする仕様を満たさない創エネ機器等を設置した場合
- イ 都の他の補助金との重複受給が判明した場合
- ウ 本手引き及び交付要綱に明記されている、事業に必要な提出書類が提出されない場合

2.11 交付決定後の注意事項

- (1) 遂行状況調査
助成事業の実施期間において、事業の遂行状況を確認する場合があります。都又は公社から指示があった場合は、速やかな対応をお願いします。
- (2) 助成金の返還
助成事業者による事業内容の虚偽申請その他違反が判明した場合、次の措置が講じられることがあります。なお、都又は公社が交付決定の取消しを行った場合において、既

に交付を行った助成金があるときは、当該助成事業者は、助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。また、助成事業者は、都又は公社からの助成金返還請求を受け、当該助成金を返還したときは助成金返還報告書（第17号様式）により都又は公社に報告する必要があります。

- ① 交付決定の取消し、助成金等の返還による加算金の納付。
- ② 助成事業者等の名称及び不正の内容の公表。

(3) 違約加算金

「2.10 交付決定の取消し」により助成金交付の取消しを受け、助成金の返還対象となった助成事業者については、助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した違約加算金を請求させていただきます。助成事業者は、違約加算金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

(4) 延滞金

助成事業者が、返還請求に応じず、返還納付期限までに助成金の返還を行わなかった場合、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を請求させていただきます。助成事業者は、延滞金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

(5) 他の助成金等の一時停止等

都又は公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金若しくは遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

(6) 財産の管理及び処分

- ① 助成事業者及び施設の運営者は、助成事業により取得し、整備又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」といいます。）については、本事業の実施期限の日までの間、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図ってください。また、処分を行ってははいけません。
- ② 取得財産等のうち取得価格が単価50万円以上のものであって法定耐用年数が10年以上となるものを、耐用年数の期間内に処分しようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第18号様式）を提出し、公社と協議を行い、承認を受けなければなりません。
- ③ 取得財産等の処分について、当該取得財産等を処分しようとする場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額について公社が請求します。助成事業者は、公社から請求を受けたときは、これを返還しなければなりません。

(7) 助成事業の経理等

- ① 助成事業者は、助成事業の経理について、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類をきちんと揃えておく必要があります。

また、助成事業の実施期限以降も、助成事業者又は施設の運営者は、設備を保有する期間、前述の証拠書類をきちんと揃えておく必要があります。

- ② さらに、これら帳簿や証拠書類は、工事が完了した日の属する公社の会計年度の翌年度から15年間、管理・保存する義務を負っていただきます。
- ③ 平成25年度の税制改正により「国又は地方公共団体の補助金等で取得したものはグリーン投資減税の対象外」となりました。本助成事業を受けられますと適用できませんので、御注意ください。

2.12 調査等、指導・助言

- (1) 都又は公社は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めた場合は、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行いますので、助成事業者は、これに協力しなければなりません。
- (2) 本事業で設置した助成対象設備について、助成事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、都又は公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。
- (3) 都又は公社は、助成事業の適切な執行のために、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行う場合があります。助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付の取り消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

2.13 事業効果の報告

- (1) 創エネ機器等を設置した助成事業者は、毎年度5月末までに、エネルギーマネジメントの実績に関する報告書（第5号様式）及び発電効率及び排熱利用の実績に関する報告書（第6号様式）等を提出してください。
- (2) 助成事業者は、都がこれらの報告に基づき事業者名、事業所名、その他本事業の実施に関連する事項の公表を行う場合において、当該公表に協力し、かつ、当該公表の内容について、承諾していただきます。

2.14 個人情報等の取り扱い

本事業への応募にかかる提出書類により公社が取得した助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報等（以下「個人情報等」といいます。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供します。

なお、個人情報等については、上記及び法令等により提供を求められた場合を除いては、当該助成事業者の承諾なしに、第三者に提供することはありません。

2.15 都が実施する制度・取組みについて（ご紹介）

(1) 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録紹介制度

都の行う地球温暖化対策の推進に協力し、地球温暖化対策に係る知見及び技術について、温室効果ガス排出事業者に提供する事業者を、「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として都に登録・紹介する制度を創設し、平成17年5月10日の制度開始から、申請があった事業者について審査を行い「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録しています。

(2) 中小規模事業所向け省エネルギー診断

省エネルギーに関する経験豊富な技術専門員が、都内の事業所に直接お伺いして、設備やエネルギー使用状況を確認し、事業所の特性に応じた最適な省エネ提案を行います。診断後は、既存設備を活かした運用プログラムを提案し、運用改善の取り組みを支援します。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター 省エネ推進チーム

TEL 03 - 5990 - 5087

(3) 東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針

2012年の夏以降に継続的に取り組むべき「賢い節電」の取組方針に加え、スマートエネルギー都市の姿と、その実現を目指し都が推進する取組の方向性を取りまとめた「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針～節電の先のスマートエネルギー都市へ～」を策定しています。

本方針では、2012年夏以降の省エネ対策の基本となる「賢い節電」について、基本原則（3原則）や事業所向け、家庭向けの7か条の対策メニューを提示するなど、わかりやすく示しています。

(URL https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/energy/energy_houshin/index.html)

3 よくある質問等 (Q&A)

(1) 助成対象事業者について

Q1 中小医療・社会福祉施設及び公衆浴場の設置者又は管理者は助成の対象となりますか？

A1 E S C O事業者とギャランティード・セイビングス契約を締結予定の中小医療・社会福祉施設及び公衆浴場の設置者又は管理者は、E S C O事業者との共同申請で、助成対象事業者となります。

また、E S C O事業者或いはリース事業者が本事業で設置予定の設備を所有するシェアード・セイビングス契約では、E S C O事業者単独又はリース事業者との共同申請となりますので、E S C O事業者とリース事業者が助成対象事業者となります。この場合、中小医療・福祉施設及び公衆浴場の設置者又は管理者は、同意書を提出して間接的に助成事業を享受できます。

なお、助成対象施設の運営者の設立時の資本金や基本金に占める公的資金の割合が50%以上である場合や公立の施設は、対象となりませんのでご注意ください。

Q2 国又は地方公共団体等とは何ですか？

A2 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が50%を超える法人のことです。

Q3 共同申請を行った場合、どの事業者が助成対象事業者となりますか？

A3 共同申請を行ったすべての事業者が助成対象事業者となります。

Q3 外資系企業でも助成対象となりますか？

A3 助成対象になります。「手続きの手引き」の「1.5.1.助成事業者」に示す、助成金の交付対象となる事業者であることが必要です。提出書類に、英文その他外国語表記の書類がある場合は、日本語訳を付けてください。

(2) 助成対象事業について

Q1 小規模事業でも申請できますか？

A1 公社が定める助成要件は、C G S (エネファームを含む)を設置することと、エネルギーマネジメントを実施することを条件に、蓄電池を併設した太陽光発電設備、LED照明器具及び空気調和設備を設置して、最大需要電力の5%以上を削減することが条件となっています。この条件を満足するものであれば、規模は問いません。

Q2 使用する燃料の天然ガスとは何ですか？

A2 天然ガス又は液化天然ガスのほか、これらガスを主原料とする燃料であって、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省・環境省令第3号）別表第1の第5欄に掲げる係数が天然ガスの1.1倍未満のものです。都市ガスなどがこれに該当します。

Q3 既設の発電設備やCGSを新品のCGSに更新する場合は、助成の対象になりますか？

A3 助成の対象になります。の1.5.3助成対象事業に示す全ての要件を満たすことが必要です。

Q4 助成対象設備はCGSが対象となっていますが、CGSのバックアップ機器として的高效率給湯器（潜熱回収型又はヒートポンプ方式の給湯器）は助成対象設備と認められますか？

A4 CGSの故障や定期修理等に対応するバックアップ機器は、助成対象外となります。

(3) 助成対象施設について

Q1 福祉施設の助成対象と対象外の区分を教えてください。

A1 施設（建物）の所有権を、公的機関或いは公的機関が50%以上保有している法人が所有している場合で、運営事業者が無償貸与されている場合は、助成対象外となります。

次に施設の所有権を、上記同様公的機関或いは公的機関が50%以上保有している法人が所有し、運営事業者の有償で賃貸借契約を締結している場合は、助成対象となります。

また、施設の所有権を運営事業者が保有している、或いは所有権の50%以上を運営事業者が保有している場合は、助成対象となります。

Q2 中小医療施設又は福祉施設の規模は、どの位ですか？

A2 手引き4ページに記載しているとおり、医療施設では200床未満の病院が対象となります。また福祉施設では、利用定員28人以上200人未満が対象となります。

Q3 手引きの4ページから6ページに記載されている福祉施設が、全部助成事業対象施設となりますか？

A3 該当ページに記載の福祉施設には、公的機関設置施設も含まれています。福祉施設の設置者に助成事業対象施設に該当しているかを確認の上、申請してください。公的機関が施設の所有者で、運営会社が社会福祉法人等の民間団体の場合は、助成対象施設とは見做さない場合もありますので、ご注意ください。

Q4 総合福祉施設の中に、助成対象施設である特別養護老人ホーム及び通所介護施設と助成対象外施設である地域老人介護支援センターがあります。この総合福祉施設内の事務室には、地域老人介護センターと特別養護老人ホームと共用の相談室があります。このような場合、相談室の半分の床面積相当が共用事務室から対象外施設となるのですか？

A4 同一室内の助成対象施設と助成対象外施設は区分できませんので、共用施設と見做します。助成対象及び助成対象外が混在する同一室内の事務所も、廊下や玄関ホールと同様に共用部分として、助成対象及び助成対象外施設の各面積の按分比率で分配してください。

Q5 病院には、患者や見舞客のために、売店が設置されていますが、この売店は、助成対象施設内にカウントされるのでしょうか？

A5 入院患者の生活必需品に配慮した商品を扱う小規模な売店であれば、助成対象施設と見做します。

Q6 スーパー銭湯は助成対象施設になりますか？

A6 手引きの6ページに記載のとおり、公衆浴場法第1条第1項に規定する普通公衆浴場が対象です。スーパー銭湯の中には、普通公衆浴場に属する浴場もありますので、その施設は助成対象です。しかしながら、その他多数のスーパー銭湯は助成対象となりませんので、普通公衆浴場か否かを施設側の方にお聞きください。

Q7 私立病院に併設された保育所は、助成対象施設になりますか？

A7 大きな病院や福祉施設には、保育所が併設されているところがあります。手続きの手引き6ページの民間事業所内保育所や私立の病院内保育所は、助成事業対象施設となります。

Q8 CGSを設置する場所は、中小医療施設に該当しますが、施設内の看護師用宿舎も対象となりますか？

A8 夜間緊急用の臨時宿泊施設であれば対象となりますが、常用の宿舎は、対象外です。

(4) 助成対象経費について

Q1 助成金の交付対象とならない経費は、どのような経費ですか？

A1 主として、次に掲げる経費です。詳細は「1.5.4 助成対象経費」の注書きを参照してください。

① 土地の取得及び賃借に要する経費

② 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費

- ③ 中古の設備に係る経費
- ④ 交付決定以前に発注先が決定している経費

Q2 病院の新設で、撤去等の対象外工事がない場合は、助成対象外工事の欄を空欄のままにしてよいか？

A2 新設工事でも、部材の端材や梱包材の産廃費用、工場から建築現場までの輸送費、工事業者の利益、本社経費等が工事を行う場合、必ず必要となりますので、助成対象外工事欄に、これらの費用を計上してください。

(5) 交付の条件について

Q1 助成対象事業に係る工事を発注する際に、入札又は複数者からの見積書の徴取が必要になるのはなぜですか？

A1 発注先の選定にあたり公平かつ透明性を確保していただくためです。

Q2 本助成金以外に助成金その他の給付金を受給することは可能ですか？

A2 本助成金以外に都が支給する助成金その他の給付金等を受給することは認めていませんが、国や他の地方公共団体の助成金その他の給付金等を受給することは可能です。このとき、CGSに係る経費に関しては、助成対象経費の2分の1を上回って受給することはできませんので御注意ください。

Q3 ESCO契約に、削減保証率を明記したほうが良いのは、何故ですか？

(申請書類の実施計画書にエネルギーマネジメントの概要で、省エネ保証を記載するのは何故ですか？)

A3 ESCO事業者と施設の運営者の相互の信頼性を増すために、ESCO契約に削減保証率を明記することが望ましいと考えたためです。

Q4 リース契約期間は、法定耐用年数以内でも可能ですか？

A4 リース契約期間については、法定耐用年数以内でも可能です。しかしながら、本事業の助成金を受けた設備については、その法定耐用年数期間内(CGSについては15年)の適切な管理と処分制限が設けられています。そのため、法定耐用年数期間内は、リース契約期間後において、施設の運営者への譲渡又は再リース契約等を締結いただく必要があります。

Q5 「レンタル」でも申請可能ですか？

A5 「レンタル」については助成対象となりません。

Q6 法定耐用年数は、どのようにして調べられますか？

A6 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)をご参照ください。

Q7 普通公衆浴場を対象にESCO事業を行う計画ですが、受電は低圧電力と従量電灯となっています。最大需要電力の5%の抑制が交付の要件となっていますが、低圧電力又は従量電灯の契約変更を行わなければならないのですか？

A7 手続きの手引き6ページの1.5.3助成対象事業の項に記載の通りとなります。必ずしも契約電力の変更を行わなくても結構です。しかし、かなりの余裕があるようであれば、契約電力を変更することで、基本電力料金の低減が見込めます。

(6) 申請について

Q1 申請書類の様式は郵送してもらえますか？

A1 会社のホームページから、無料でダウンロードできますので、こちらをご利用ください。
ホームページアドレス (<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/netuden/>)

Q2 今回の募集は、随時受付であるが、助成を受けられる事業は、先着順となるのか？

A2 申請受付順に助成金の交付決定審査を行い、交付決定金額が予算枠に達した時点で受付を終了させていただきます。

Q3 提出書類の提出方法について教えてください。

A3 提出の際には、公社へ事前連絡をし、公社へ持参してください。

Q4 交付決定前の事業開始も助成対象となりますか？

A4 交付決定前の事業開始は、助成対象外となりますので、ご注意ください。

Q5 同一のESCO事業者が異なる複数の事業を申請することは可能ですか？

A5 1施設1申請を原則とします。よって、助成事業対象施設が異なれば可能です。

Q6 申請時の見積書は、設計会社のもので良いですか？

A6 見積内容が適切であれば、参考見積書としては結構です。参考見積書には設計会社名と見積作成者の担当印及び社印が必要です。

Q7 本助成事業以外の工事を並行して行う場合、助成対象外設備が見積書の中に含まれる場合の対応はどうすればいいですか？

A7 一括で見積書が作成されている場合は、見積書を助成対象と対象外とに分けてください（機器、工事及び諸経費）。また、経費内訳書に明確に区分できるように、経費内訳明細書等を作成し、参考見積書から経費内訳書への転記が明確に分かるように、記載してください。助成対象経費として申請した中に、助成対象外の費用が含まれる場合は、全て助成対象外となりますので、御注意ください。

Q8 リースでの申請を検討しています。全てリースになるので、ESCO事業者は工事業者等に支払は行いませんが、共同申請しなければならないのですか？

A8 共同申請する必要があります。金銭の支払いの有無に関わらず、リース会社とESCO事業者の共同申請となります。

Q9 ESCO事業者が設備をリースバックするスキームの事業を検討しています。共同申請者であるESCO事業者からリース事業者への売却に対して、利益排除は必要ですか？

A9 必要です。個別にご相談ください。

（リースバック：自分で購入したものをリース会社に売却し、自ら売却したもののリースを受けること）

Q10 申請受付から交付決定までの間に審査状況について確認は可能ですか？

A10 個々の審査状況については、お答えできませんが、全体の予算に対する申請状況についての回答は可能です。

Q11 年間エネルギー使用量のスパン（年度）は、自社の事業年度設定期間でよいですか？

A11 交付申請時に提出していただく年間エネルギー使用量のスパンは、4月から翌年の3月までの1年間を年度とし、作成提出してください。このデータは、申請時の実績値も同様です。

Q12 「助成対象事業の実施に係る同意書」（第21号様式）はどのような場合に必要ですか？

A12 全ての申請で必要となります。中小医療・福祉施設及び公衆浴場の所有者は、事業実施期間中及び事業実施終了後に、創エネ機器等の設置、管理及び当該設備を譲渡された場合の設備の管理、経理処理、都又は公社が行う調査、指導及び助言に従うことに、同意する旨の書類（第21号様式）が必要となります。

Q13 「交付申請書（1枚目）」（第1号様式）の作成に注意すべきことはありますか？

A13 ① 申請事業者名、住所、代表者職氏名が商業登記簿謄本のとおりとなっているかを確認します。

② 捺印は登録印（代表者印として印鑑登録済の印章）を使用してください。

Q14 総合福祉施設の中に、助成対象施設及び助成対象外施設がある場合は、当該施設の最大需要電力の削減率はどのように検討すればいいのですか？

A14 助成対象施設の最大需要電力の削減率は、床面積の比率分で計算してください。例えば、助成対象施設の床面積比率が30%で、最大需要電力が100kWであれば、助成対象施設の最大需要電力分は $100\text{kW} \times 30\% = 30\text{kW}$ となり、この値の5%以上の削減が可能かどうかです。事前にご相談ください。

(7) 交付決定後について

Q1 助成事業の開始日を契約日としていますが、複数の業者と契約締結する場合、事業の開始日は、いつになるのですか？

A1 助成事業を構成する工事等のうち、最初の契約締結が事業開始日となります。なお、助成対象設備を含む工事契約の最初の契約をもって、工事開始日となります。

Q2 CGSの導入と並行して空調設備の更新を検討しているのですが、工事期間が空調設備の使用頻度が少ない時期を予定しているが、機器の発注から空調設備メーカーの製造都合で年2回ある更新時期に間に合わない場合、交付決定通知の受領後1年以内の着工（手引き18ページ参照）は猶予してもらえますか？

A2 交付決定通知の受領後1年以内の工事着工を猶予することはできません。交付の申請は随時受け付けており、交付決定までの期間を約2ヶ月と定めていますので、この期間を見越して、工事工程を考慮して交付申請願います。

なお、交付決定受領後1年以内の工事着工を分割発注した場合、最初の工事契約が開始届の規定に該当します。

Q3 助成対象と助成対象外工事等（創エネ機器等設置工事以外の建築工事等）が発生する場合の契約・発注の仕方はどうすればよいですか？

A3 工事等の契約支払いに当たっては、助成対象となる工事等と、助成対象外の工事等の費用が明確に分かるように記載してください。助成対象分と助成対象外分は、分離して発注・契約することが望ましいです。なお、助成対象分を含めた全体工事を一括で契約の方が合理的である等の理由により、一括契約（創エネ機器等の設置工事とヒートポンプ式の給湯器等を設置する工事等）で処理する場合においても、それぞれの実施内容

及び金額等が明確に確認できるようにしてください（助成対象費用の判別ができない場合は、助成金が支払われないことがあります。）。

Q4 助成事業の契約は、随意契約は認められないのですか？

A4 手引きの「1.5.8：契約について」で助成事業の実施に当たり、売買・請負その他の契約を行う場合は、入札・複数者からの見積書の徴取、その他の方法により競争に付さなければならないと定めています。どうしても困難又は不適切である場合のみ例外的に随意契約が認められるとお考えください。

以下の場合には認められない場合もありますので、ご注意ください。

- ・仕様を満たす機器が特定メーカーに限定され、直接見積を取るのが最も安価である。
⇒ あくまで複数者の見積が必要です。代理店、商社等他社からも見積書を入手してください。
- ・導入したい機器の代理店である。
⇒ 見積書を該当事業者自身が提出する場合は、利益排除を行って、随意契約することとなります。
⇒ 見積書をメーカーが直接提出する場合は、他の代理店、商社等からも見積書を入手してください。

Q5 助成対象機器（CGS等）の導入を計画しています。助成事業期間の要件を教えてください。

A5 本事業では、平成26年度から平成30年度の5年間に、申請受付期間を設けます。助成対象事業は、平成32年12月28日までに、助成対象機器の設置工事を完了し、「工事完了報告書」（第13号様式）が提出でき、公社が定める助成金申請様式を作成提出できる案件となります。なお、本事業の総予算30億円に達した時点で、本事業による助成金募集は終了します。

Q6 本事業では、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに助成事業に係る「工事完了報告書」（第13号様式）を公社に提出することとされています。複数の設備導入を行う場合、工事の完了とは、最後の1台の工事を終了した時点となるのですか？

A6 本事業では、助成事業に係る工事の完了後に提出する「工事完了報告書」について、提出期限を遅くとも平成32年12月28日までとしています。この場合の工事の完了とは、助成申請事業に係る最後の1台の工事を終了した時点となります。公社は、当該「工事完了報告書」について書類の審査及び現地調査等を行い、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認められたときに、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を通知します。

なお、助成事業者は、公社より「助成金確定通知書」（第14号様式）を受領するとともに、設計及び工事の請負業者等に対して全ての工事検収に加え、支払いが完了し、領

収書の発行等がされた時点で、「助成金交付請求書」（第15号様式）を提出するものとします。

Q7 平成32年12月28日までに事業を完了できない場合、どうしたらいいのですか？

A7 助成金の交付期限が決められていますので、平成32年12月28日の期限は、厳守しなければなりません。12月28日以降に完了予定がずれ込む場合は、助成対象外となります。そのため、助成事業廃止申請書の提出が必要です。詳細については、ご相談ください。

なお、本助成事業と並行して、耐震化事業（1.5.6. 注参照）に係る工事を助成事業対象施設で同時期に行う場合においては、平成33年12月28日まで延長することができます。

Q8 交付決定後、対象設備のメーカーを変更することは可能ですか？

A8 申請時点では契約前ですので、メーカーまで確定するものではありません。「助成事業計画変更申請書」（第9号様式）を提出してください。

Q9 エネルギーマネジメントの実績に関する報告書等は何年間提出が必要ですか？

A9 「工事完了報告書」（第13号様式）に記載された完了日の属する年度の翌年度から起算して2年間の継続した月別に計測されたデータが必要です。このデータに基づき各年度のエネルギーマネジメントの実績に関する報告書（第5号様式）及び発電効率及び排熱利用の実績に関する報告書（第6号様式）を提出していただきます。

Q10 何故、見積依頼書は書面による依頼に限定されているのですか？

A10 入札条件を見積提出業者に周知徹底させ、見積仕様等に間違いがないようにすることと、発注先の選定にあたり、競争入札（又は複数者の見積競争）を徹底するためです。

Q11 発注先選定理由書とは何ですか？

A11 発注先の選定にあたり、助成事業の運営上、競争入札（又は複数者の見積競争）が著しく困難又は不適切である場合、予めセンターに発注先選定理由書（以下「理由書」という。）を提出する必要があります。

なお、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当箇所が助成の対象から除外となる場合がありますので注意してください。

申請後に理由書を提出する場合、至急提出し、契約前に公社審査担当者の了解を得てください。契約後に理由書を提出すべき案件と判明した場合は、対象外となる場合もあります。

Q12 ガス工事の随意契約が認められるのは、どのような場合ですか？

A12 ガス工事の契約時点において、年間ガス契約量が10万 m³未満（46 MJ/m³換算）の

助成事業者は、敷地内ガス管敷設工事についてガス供給事業者との随意契約を特別認めています（発注先選定理由書不要）。ガス工事であっても商社、設備会社などとの契約を予定している場合は、競争入札（又は複数者の見積競争）となります。

Q13 関係会社からの調達については利益相当分を排除するとあるが、関係会社の規定は、何ですか？

A13 助成事業者が以下（1）～（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む）、利益等排除の対象となります。

利益控除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社をいいます。

- （1）助成対象事業者自身
- （2）100%同一資本に属するグループ企業
- （3）助成事業者の関係会社（除く（2））

※財務諸表等規則第8条における定義

・「子会社」

- （1）議決権の過半数を実質的に所有している。
- （2）議決権の40～50%を所有し、且つ、役員派遣、契約、融資等で意思決定機関を支配している。

・「関連会社」

法の規定により財務諸表を提出すべき会社の（1）親会社（2）子会社（3）関連会社（4）財務諸表提出会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社

Q14 申請の撤回をする場合、交付決定後14日以内とあるが、それ以降で取り下げが必要となった場合の対応はどうすればよいのですか？

A14 「申請撤回届出書」（第8号様式）の提出期限は、「助成金交付決定通知書」（第3号様式）を受領して14日以内に、交付決定内容又はこれに付された条件に対する異議があるなど、やむを得ない事由がある場合の期限です。事態の変化により取り下げが必要となった場合は、「助成事業廃止申請書」（第12号様式）を提出してください。

Q15 排熱利用設備（排熱投入型吸収式冷温水発生機・排熱ボイラ等）は、既設を利用し、CGS本体だけのリプレースを申請する場合、エネルギー利用効率の計算や申請範囲はどうすればよいですか？

A15 新設の場合と同様に記載している内容で発電効率及び排熱利用率を計算してください。助成対象範囲は、CGS本体の設備設置工事費となります。新しいCGSと既設の排熱利用設備の間をつなぐ配管・配線工事費は助成対象にはなりません。

Q16 燃料使用量は専用ガスメーターであれば、取引用メーターでもよいか？管理用ガスメーターの取り付けが必要ですか？

A16 専用ガスメーターであれば、取引用メーターでも構いませんが、将来メインのガス配管から分岐して他のガス設備を使用する場合には、管理用ガスメーター等の取り付けが必要です。また、排熱利用設備でガスを追い焚きする場合は、別のメーターを設置し、CGSと排熱利用設備の双方にガスメーターの設置をお願いします（専用にしないとCGSの排熱利用率の計算値が正確に算定できません。）。

なお、ガス配管は公道からの受入配管図（アイソメ図）及び各所のガス配管図の添付が必要です。CGSや排熱ボイラに使用されるガス量が特定できているかを確認できる図面が必要です。

Q17 助成金は、いつ支払われますか？

A17 助成事業者は、工事完了後すみやかに「工事完了報告書」（第13号様式）を公社に提出し、公社による現地調査を含む工事完了の確認を受ける必要があります。公社は、当該事業が適正に完了していると判断した場合、「助成金確定通知書」（第14号様式）を送付します。助成事業者は、「助成金確定通知書」受領後、「助成金交付請求書」（第15号様式）に工事代金支払いの領収書を添えて公社に提出します。公社は内容確認後助成金を支払います。

Q18 「エネルギーマネジメントの実績に関する報告書」（第5号様式）及び「発電効率及び排熱利用の実績に関する報告書」（第6号様式）は、いつ提出する必要がありますか？

A18 本手引きの9ページ『1.5.7 交付の条件』の『・交付決定後』の②をご参照ください。

Q19 助成対象施設の最大需要電力の5%以上を削減が達成できない場合、助成金の返還となるのでしょうか？

A19 助成対象機器の設置工事完了後に提出する「工事完了報告書」（第13号様式）に記載された完了日の属する年度の翌年度から起算して2年間に亘り、エネルギーマネジメントによるエネルギー使用実績に関する報告書（第4号様式）及び発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書（第5号様式）を提出していただくことになっています。この実績値として、最大需要電力の5%以上の削減が達成できない場合は、まず公社又は都が、指導及び助言を行います。その後も改善しない場合は、助成金の返還をしていただくことがあります。

Q20 助成事業の申請時に第20号様式「助成事業実施計画書」のその4-2（5）に記載した環境に関する規制基準の遵守に対する報告内容はあるのですか？

A20 「助成事業実施計画書」のその4-2（5）では、CGS等の助成対象機器を導入又は更新することで、環境基準を超過しないことを誓約して頂いておりますので、環境基準（敷

地境界における騒音及び振動)の測定を実施し、測定結果を完了報告書に添付してください。

また、LED照明器具の新設又はLED照明器具への更新を助成事業で実施した場合は、各所における照度測定を実施し、その結果を完了報告書に添付してください。

(8) その他

Q1 助成金の前払いや中間払いの制度はありますか？

A1 前払いや中間払いの制度はありません。工事完了後に事業に要した経費を確定し、請求を受けた後に支払いを行う精算払いとなります。なお、事業遂行のための借入金に対する利息は助成対象になりません。

Q2 申請書類の作成等に必要な経費は、公社に請求できますか？

A2 公社への請求はできません。書類作成に要する経費及び公社へ書類を提出するのに必要な交通費等は、事業関係者の負担となります。

Q3 既存施設ばかりでなく、新築施設も助成対象施設となるのですか？

A3 交付条件を満足する新築施設は、助成対象となります。

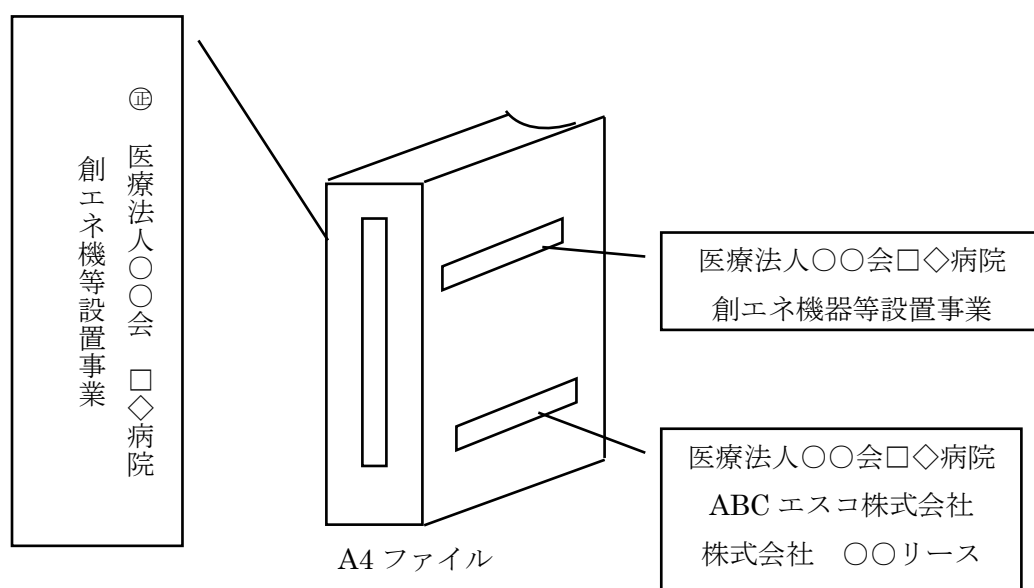
Q4 P46に記載されている現況を示す写真にはどのような写真を添付するのですか？

A4 撤去する機器及び更新・新設する機器の設置場所等を撮影してください。また撮影場所を明記した平面図を添付してください。

4 申請書類作成要領

- (1) 申請書類は、A4 片面印刷で、A4 ファイル綴じとします。
- (2) 表紙には事業の名称と事業者名を記入してください。
- (3) 背表紙には事業の名称を記入してください。
- (4) 正本1部を提出してください。

(イメージ図)



- (5) ファイルに綴る各資料の前には、インデックス付の中仕切りを挿入してください。(資料自体にインデックスをつけないでください。)
- (6) ファイルには次の順番で資料を綴ってください。
 - ・表紙
 - ・申請書類チェックリスト
 - ① 助成金交付申請書 (第1号様式)・助成金交付申請内訳書 (第1号様式別紙)
 - ② 誓約書 (第2号様式) ※1
 - ③ 助成事業実施計画書 (第20号様式)
 - ④ 助成対象事業の実施に係る同意書 (第21号様式)
 - ⑤ 助成事業対象施設の書類
 - ⑥ 参考見積書
 - ⑦ 商業(法人)登記簿謄本 (ESCO事業者・リース事業者・施設の運営者※)
 - ⑧ 建物登記簿謄本 (医療・福祉施設・公衆浴場) 又は新設の場合、建築確認済書 (受理印押印)
 - ⑨ 決算書 (ESCO事業者・リース事業者・施設の運営者※)
 - ⑩ 納税証明書 (同上※) (都民事業税)
 - ⑪ 会社・事業所概要書 (パンフレット、地図等)

- ⑫ 施設平面図・機器配置図
- ⑬ システムフロー図（計測機器を明記すること）
- ⑭ 単線結線図・配線配管計画図
- ⑮ E S C O契約書（案）・E S C O料金計算書（案）
- ⑯ リース契約書等（案）・料金計算書（案）
- ⑰ E S C O事業者の資格に関する書類（写）
- ⑱ 現況を示す写真
- ⑲ 想定機器カタログ
- ⑳ エネルギー使用実績

※：E S C O契約が、ギャランティード・セイビングス契約の場合は、施設の運営者の分も必要です。

様式一覧表

第1号様式	: 助成金交付申請書
第1号様式別紙	: 助成金交付申請内訳書
第2号様式	: 誓約書
第3号様式	: 助成金交付決定通知書（別紙有）
第4号様式	: 助成金不交付決定通知書
第5号様式	: エネルギーマネジメントの実績に関する報告書
第6号様式	: 発電効率及び排熱利用の実績に関する報告書
第7号様式	: 助成事業開始届（別紙有）
第8号様式	: 助成金交付申請撤回届出書
第9号様式	: 助成事業計画変更申請書（別紙有）
第10号様式	: 住所等の変更届出書
第11号様式	: 工事遅延等報告書
第12号様式	: 助成事業廃止申請書
第13号様式	: 工事完了報告書（別紙有）
第14号様式	: 助成金確定通知書（別紙有）
第15号様式	: 助成金交付請求書（別紙有）
第16号様式	: 助成金口座振替依頼書
第17号様式	: 助成金返還報告書
第18号様式	: 取得財産等処分承認申請書
第19号様式	: 取得財産等処分承認通知書
第20号様式	: 助成事業実施計画書
第21号様式	: 助成対象事業の実施に係る同意書

中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業

助成金交付申請関係書類

(助成対象事業の名称)

医療法人 病院創エネ機器等設置事業

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(助成対象事業者)

(施設の運営者)

医療法人〇〇会 病院

(ESCO事業者)

ABC エスコ 株式会社

(リース事業者)

株式会社 〇〇リース

【記入例】

申請書類チェックリスト

事業の名称	医療法人〇〇会 □◇病院創エネ機器等設置事業	
事業者名	(ESCO 事業者)	ABC エスコ株式会社
	(施設の運営者)	医療法人〇〇会
	(リース事業者)	株式会社 〇〇リース
ESCO 契約の形態	<input type="checkbox"/> シェアード・セイビングス契約	
	<input checked="" type="checkbox"/> ギャランティード・セイビングス契約	

No.	書 類	メモ	確認欄	
①	助成金交付申請書	第1号様式 (公社 HP より DL)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	助成金交付申請内訳書	第1号様式 別紙 (公社 HP より DL)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	内訳明細書	任意書式	・ 助成金交付申請内訳書(第1号様式 別紙)及び⑥参考見積書と整合性がとれていること	<input checked="" type="checkbox"/>
②	誓約書	第2号様式 (公社 HP より DL)	・ 申請者全員分 <input checked="" type="checkbox"/> ESCO 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 施設の運営者 <input checked="" type="checkbox"/> リース事業者	<input checked="" type="checkbox"/>
③	助成事業実施計画書	第20号様式 (公社 HP より DL)		<input checked="" type="checkbox"/>
④	助成対象事業の実施に係る同意書	第21号様式 (公社 HP より DL)	・ シェアード・セイビングス契約の場合、又は、施設の運営者と所有者が異なる場合	<input type="checkbox"/>
⑤	助成事業対象施設の書類	任意書式	<input checked="" type="checkbox"/> <共通事項> ・ 助成事業対象施設に、国・地方公共団体・独立行政法人又は地方独立行政法人の出資、出えんが50%以上を負担していないこと証する書類 <input checked="" type="checkbox"/> <病院・福祉施設の場合> ・ 助成事業の条件となっている病床数、定員等が明記された書類 <input type="checkbox"/> <公衆浴場の場合> ・ 普通公衆浴場であることを証する書類の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
⑥	参考見積書	任意書式	・ 助成対象、対象外費用が明確にわかるもの	<input checked="" type="checkbox"/>

平成30年度 中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業 手続きの手引き

⑦	商業(法人)登記簿謄本	原本	<ul style="list-style-type: none"> 申請者全員分 発行後3か月以内のもの 	<input checked="" type="checkbox"/>
			<input checked="" type="checkbox"/> ESCO事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 施設の運営者 <input checked="" type="checkbox"/> リース事業者	
⑧	建物登記簿謄本	原本	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象施設に係るもの 発行後3か月以内のもの 所有者が公的機関である場合、公的機関と運営事業者との間の建物の賃貸借契約書の写しを添付すること。 新築の場合は、建築確認済書の写しを添付すること。 	<input checked="" type="checkbox"/>
⑨	決算報告書	任意書式	<ul style="list-style-type: none"> 申請者全員分・直近3年分・経営状態、会社情報が確認できるもの(事業報告書など)・決算報告書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など)※ なお、インターネットで財務状況を公開している企業は、インターネット上の資料の写しでも可能です 	<input checked="" type="checkbox"/>
			<input checked="" type="checkbox"/> ESCO事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 施設の運営者 <input checked="" type="checkbox"/> リース事業者	
⑩	納税証明書	原本	<ul style="list-style-type: none"> 申請者全員分 直近3年分 	<input checked="" type="checkbox"/>
			<input checked="" type="checkbox"/> ESCO事業者 <input type="checkbox"/> 施設の運営者 <input checked="" type="checkbox"/> リース事業者	
⑪	会社・事業所概要書	任意書式	<ul style="list-style-type: none"> 申請者全員分 株主総会の事業報告など会社概要が確認できるもの 会社、事業所の事業内容が確認できるもの ※ なお、インターネットで財務状況を公開している企業は、インターネット上の資料の写しでも可能です 	<input checked="" type="checkbox"/>
			<input checked="" type="checkbox"/> ESCO事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 施設の運営者 <input checked="" type="checkbox"/> リース事業者	
⑫	(1)面積一覧表 (2)施設平面図 (3)機器配置図 (4)配管図 (5)アイソメ図	任意書式	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> <面積一覧表> 助成対象、対象外、共有部がある場合は、それぞれの面積がわかる一覧表を添付すること <input checked="" type="checkbox"/> <施設平面図> 施設の助成対象、対象外、共有部が明確にわかるように着色した平面図及び施設全体がわかる平面図 <input checked="" type="checkbox"/> <機器配置図>(更新前) 更新の場合、撤去設備が明確にわかる図面 <input checked="" type="checkbox"/> <機器配置図>(更新後) 助成対象範囲と対象外範囲を明確に区分すること <input checked="" type="checkbox"/> <配線配管図> 敷設配管がわかる図面 <input checked="" type="checkbox"/> <アイソメ図> ガス配管のアイソメ図 	<input checked="" type="checkbox"/>

平成30年度 中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業 手続きの手引き

⑬	(1)システムフロー図 (2)系統図	任意書式	<p><システムフロー図></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象となる設備間の関係性や燃料、電気、熱の流れがわかるもの ・ 測定機器の位置が確認できるもの ・ 助成対象範囲と対象外範囲を明確に区分すること <p><系統図></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空調工事を行う場合 <p><input checked="" type="checkbox"/>システムフロー図 <input checked="" type="checkbox"/>系統図</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑭	(1)単線結線図 (2)配線図	任意書式	<p><単線結線図></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CGS のつなぎ込み箇所がわかるもの <p><配線図></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受電盤から CGS の電気配線・電気設備がわかるもの <p><input checked="" type="checkbox"/>単線結線図 <input checked="" type="checkbox"/>配線図</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑮	ESCO 契約書(案) ESCO 料金計算書(案)	任意書式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定以上の省エネルギー効果の達成を保証するもの <p><input checked="" type="checkbox"/>ESCO契約書(案) <input checked="" type="checkbox"/>ESCO料金計算書(案)</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑯	リース契約書(案)リース 料金計算書(案)	任意書式	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース事業者と共同申請する場合・ 助成金が交付された場合の減額調整後の料金が確認できるもの <p><input checked="" type="checkbox"/>リース契約書(案) <input checked="" type="checkbox"/>リース料金計算書(案)</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑰	ESCO事業者の資格に 関する書類	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記のいずれか一つ <input checked="" type="checkbox"/> 東京都ビジネス事業者登録通知書 <input type="checkbox"/> 一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会の会員であることがわかる書類 <input type="checkbox"/> 過去3か年以内に省エネルギーに関する包括的なサービスに係る契約締結の事実がわかる書類 	<input checked="" type="checkbox"/>
⑱	現況を示す写真	任意書式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新の場合は、目次と撮影位置を示す平面図を添付し、写真では既存設備(設置場所・性能・メーカー名・型式・製造年月等)が確認できるもの ※ 同一型番の設備は、代表のもので構いません <p><input type="checkbox"/>CGS <input type="checkbox"/>太陽光設備 <input checked="" type="checkbox"/>空調設備(室外機・室内機) <input checked="" type="checkbox"/>照明器具</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑲	想定機器カタログ	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置する機器の性能等がわかるもの ・ 対象機器はメーカー等で区別すること ・ カタログが分厚い場合、表紙と該当箇所の写しを添付すること <p><input checked="" type="checkbox"/>CGS <input type="checkbox"/>太陽光設備 <input checked="" type="checkbox"/>空調設備(室外機・室内機) <input checked="" type="checkbox"/>照明器具</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑳	エネルギー使用量実績	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3年間の種類別エネルギー使用量の購入伝票 ・ 申請日の前年度1年間の最大需要電力がわかる書類 ※ なお、インターネットで入手可能な電力等エネルギー使用量のデータの写しも可能です <p><input checked="" type="checkbox"/>電力 <input checked="" type="checkbox"/>ガス <input type="checkbox"/>その他</p>	<input checked="" type="checkbox"/>

【記載例】

第1号様式 (第8条関係)

平成 ○●年 ○月 ○△日

公益財団法人 東京都環境公社理事長 殿

(助成対象施設の事業者)

住 所 東京都千代田区神田須田町○-○-◇
 事業者名 医療法人○○会 □◇病院
 氏 名 病院長 東京 一郎 ㊞

(ESCO 事業者)

住 所 大阪府大阪市○○区○○町 311-123
 事業者名 ABC エスコ株式会社
 氏 名 代表取締役社長 環境 太郎 ㊞

(リース事業者)

住 所 東京都品川区高輪 9-8-7
 会社名 株式会社 ○○リー
 氏 名 代表取締役社長 金野 弘子 ㊞

助成金交付申請書

中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業助成金交付要綱（平成26年6月25日付26都環公総地第355号）第8条第1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業の名称	医療法人○○会 □◇病院創エネ機器等設置事業
助成事業対象施設の名称	医療法人○○会 □◇病院
助成事業対象施設の所在地	〒123-4567 東京都千代田区神田須田町 ○-○-◇
助成金交付申請額	(1) 助成事業に要する経費 133,703,556 円 (2) 助成対象経費 89,760,000 円 (3) 助成金交付申請額 23,759,000 円
ESCO 契約の形態	ギャランティード・セイビングス契約
導入する機器	<input checked="" type="checkbox"/> コージェネレーションシステム <input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input checked="" type="checkbox"/> LED 照明器具 <input checked="" type="checkbox"/> 空気調和設備
総括的連絡先	会社名 ABC エスコ株式会社 部課名 A×○課 担当者氏名 環境 志朗 (電話番号 06-6234-1567) (携帯電話 090-123-1245) (Eメール wwwwwwwww)
※受付欄	

(注) 導入する機器の欄には、該当する機器の□部にチェックを入れること。
 ※印の欄には、記入しないこと。

(日本工業規格 A 列 4 番)

【記載例】

第1号様式:別紙

事業者名 ABCエスコ(株) (株)〇〇リース(〇〇医療法人 □◇病院)

助成金交付申請内訳書 (2/2)

設備区分	①助成事業に要する経費 (千円)			②本助成金以外の都の助成金又は給付金の有無	③助成対象経費 (千円)	④本助成金以外の都以外の助成金又は給付金の額(千円)
	単価	数量	経費			
助成対象設備		-	-			
⑨合計			89,760.0		82,700	18,000
⑩助成対象経費合計額(③の合計)×1/2					41,759	千円
⑪交付申請額 (⑩-本助成金以外の助成金又は給付金の額の合計(④の合計))					23,759	千円
助成対象外設備	その他工事費	-	-	32,000.0		
	基本設計費	5,000.0	1	5,000.0		
	構造物改築工事	23,500.0	1	23,500.0		
	既存照明器具撤去工事	1,000.0	1	1,000.0		
	既存空調機撤去工事	2,000.0	1	2,000.0		
	既存照明・空調機器産廃処理費用	500.0	1	500.0		
	諸経費	-	-	5,576.7		
	交通費	2,154.8	1	2,154.8		
	安全対策費	3,221.9	1	3,221.9		
	公的申請・届出費用	200.0	1	200.0		
助成対象外設備経費			37,576.7			
総工事合計			127,336.720			
消費税等相当額(総工事合計×消費税率)			6,366.836			
推定総工事金額 (助成事業に要する経費)			133,703.556			

Version 2016-4-01

(注)⑨の助成対象経費は、⑥の助成対象経費を含まない。なお、⑥の助成金相当額は、⑩に加算しています。

(注)⑩の額が実施要綱第4条の第1項(5)に定める助成金額の限度額を超える時は、限度額を記入すること。

(日本工業規格A列4番)

第2号様式（第8条関係）

誓約書

公益財団法人

東京都環境公社 理事長 殿

中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が交付要綱第3条に規定する助成対象事業者該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱の全部又は一部の取消しを受けた場合において、返還を請求されたときは、これに異議なく応じること

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要とする場合、警視庁へ照会がなされること

共同申請者全員分の誓約書を添付すること。

本ケース（ギャランティード・セイビングス契約）では、対象施設の事業者も助成対象事業者となっていますので、誓約書の提出をお願いします。

シェアード・セイビングス契約の場合は、本誓約書の代わりに、施設事業者の同意書の提出をお願いします。

平成 30年 ○月 ○△日

住所

大阪府大阪市○○区○○町 311-123

氏名

ABC エスコ株式会社

代表取締役社長

環境 太郎

代表
者印

Ⓔ

- ※ 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- ※ この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
 - 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - 暴力団員を雇用している者
 - 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第20号様式（第8条関係） その1

助成事業実施計画書

1. 事業の概要

(1)	事業の名称	医療法人〇〇会 <input type="checkbox"/> ◇病院創エネ機器等設置事業
(2)	助成事業対象施設の名称	医療法人〇〇会 <input type="checkbox"/> ◇病院
(3)	助成事業対象施設の所在地	〒123-4567 東京都千代田区神田須田町〇-〇-〇◇
(4)	事業の概要	<p>1 コージェネレーション設備導入 ◎◎□製発電能力 25kW CP25VB3×2基 発電能力：25kW、排熱利用能力：38.4kW、燃料消費：〇〇kW</p> <p>2 太陽光発電設備（含む蓄電池）の追加 ◎◎製太陽光発電パネル JT〇〇45〇×〇〇枚 蓄電池〇〇〇 交流電源へのインバーター：〇〇●</p> <p>3 LED 照明器具の導入 1) 直管型（40形）LED 照明器具 20W×2列×250台 2) LED ダウンライト 6.7W×150台 3) 電球形 LED ランプ 5.3W×253個</p> <p>4 個別空調機の取り替え 1) 能力 22.4/25kW（消費 6.43/6.25kW）×10台 2) 能力 2.5/3.0kW（消費 0.51/0.54kW）×100台</p>

2. 事業者及び連絡先

(1) 本事業における総括的連絡先

注) 事業全般の内容について、総括的な対応が可能であるとともに、申請者に係る公社からの指示に対して、一元的な窓口を担う連絡先を記載すること。

会社名（事業者名）	ABCエスコ株式会社	
会社所在地	〒567-8901	大阪府大阪市〇〇区〇〇町311-123
代表者職氏名	代表取締役社長	環境 太郎
部署名	A×〇課	
窓口担当者氏名	環境 志朗	
連絡先	電話番号	06-6234-1567
	携帯電話	090-123-1245
	FAX番号	06-6235-1367
	E-mailアドレス	wwwwwwwwwwww

添付書類：①商業登記簿謄本、②決算報告書（直近3か年分）、③納税証明書、
 ④会社概要書（パンフレット、地図等）

（日本工業規格 A 列 4 番）

【記載例】

第20号様式 その2

(2) 助成対象施設の事業者

注) 詳細は、別紙1その1~3に記載すること。

施設法人及び施設名	医療法人〇〇会 □◇病院		
施設所在地	東京都千代田区神田須田町〇-〇-◇		
代表者職氏名	病院長 東京 一郎		
窓口担当者氏名	A×◇課 〇島 次郎		
電話番号	電話	03-1234-5678	FAX 03-1234-9999
E-mailアドレス	aaaaaaaaaaaaaaaaaaaa		

(3) ESCO 事業者

注) 詳細は、別紙1その1~3に記載すること。

会社名	ABC エスコ株式会社		
会社所在地	大阪府大阪市〇〇区〇〇町 311-123		
代表者職氏名	代表取締役社長 環境 太郎		
窓口担当者氏名	A×〇課 環境 志朗		
電話番号	電話	06-6234-1567	FAX 06-6235-1367
E-mail アドレス	wwwwwwwwwwwwww		
ESCO 契約期間	開始	〇〇〇〇年××月	終了 〇〇◆◆年△△月 期間 ◆ 年間

添付書類：①商業登記簿謄本、②決算報告書（直近3か年分）、③納税証明書、④会社概要書（パンフレット）、⑤ESCO 契約書（案）、⑥ESCO 料金計算書（案）、⑦東京ビジネス事業者の登録通知書・一般社団法人 ESCO 推進協議会会員を証する書類又は国・地方自治体その他の公的機関等と交付申請から起算して過去3か年度以内に、省エネルギーに関する包括的なサービスに係る契約書（写し）

(4) リース事業者（リース（又は割賦販売の）契約を締結する場合）

注) 詳細は、別紙1その1~2に記載すること。

会社名	株式会社 〇〇リース		
会社所在地	東京都品川区高輪9-8-7		
代表者職氏名	代表取締役社長 金野 弘子		
窓口担当者氏名	B×〇課 白銀 博也		
電話番号	電話	072-567-8964	FAX 072-456-7453
E-mailアドレス	qqqqqqqqqqqqqqqqqq		
リース等契約期間	開始	〇〇〇〇年××月	終了 〇〇◆×年△△月 期間 ●× 年間

添付書類：①商業登記簿謄本、②決算報告書（直近3か年分）、③納税証明書、④会社概要書（パンフレット）、⑤リース（又は割賦販売の）契約書（案）、⑥リース料金（又は割賦販売価格）計算書（案）

(5) リース対象機器・割賦販売機器

項目	内容
リース対象機器	1.CGS（発電〇〇kW、排熱▽▽kW）設備2台 2.太陽光発電設備（太陽電池容量20.48kW） 3.太陽光発電併設蓄電池（〇〇kWh×〇〇個） 4.LED照明器具（■◆▽台） 5.空調機（〇▽台、冷房総能力◆▽□kW）
割賦販売機器	

（日本工業規格 A 列 4 番）

【記載例】

第20号様式 その3

3. 助成事業対象施設の概要

3.1 助成事業対象施設の概要

ふりがな	いりょうほうじん まるまるかい しかくひしびょういん		
助成事業対象施設の名称※	医療法人〇〇会 □◇病院		
助成事業対象施設の所在地	〒123-4567 千代田区神田須田町〇-〇-◇		
助成事業対象施設の所有者	医療法人〇〇会		
施設の用途	医療施設 ○	福祉施設	
施設の床面積	医療施設 4,000 m ²	福祉施設 m ²	
病床数・定員数	医療施設 180	福祉施設	
建築階数	地上 5 階	地下 1 階	
建物の延床面積	5,000 m ²		
建物竣工年月	1990年8月		

※助成事業対象施設の名称には、必ず建物名を記載して、その後に事業所名を記載すること。

添付書類 ①国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人が所有していないことを証する書類、②中小医療施設／福祉施設／普通大衆浴場であることを証する書類、③助成事業対象施設を所有することを証する書類（建物登記簿謄本等）

3.2 環境に関する規制基準

(1) 騒音

種別	時間の区分	規制基準	
第三種 区域	6:00～8:00	55	dB
	8:00～19:00	60	
	19:00～23:00	55	
	23:00～翌日6:00	50	

(2) 振動

種別	時間の区分	規制基準	
第二種 区域	9:00～19:00	65	dB
	19:00～翌日8:00	60	

(3) 窒素酸化物

施設の種類	使用燃料	規制基準	
ガス機関	都市ガス（13A）	600	ppm

（日本工業規格 A 列 4 番）

【記載例】

第20号様式 その4-1

4. 実施計画

(1)計画概要

事業費	助成事業に要する経費	①	133,704	千円
	助成対象経費	②	89,760	千円
	助成金交付申請額	③	23,759	千円
コーシ シ ス テ ム の 概 要 レ ー シ ヨ ン	発電出力		30	kW
	排ガス回収熱		50	kW
			0.18	GJ
	燃料消費		100	kW
			8.0	m ³ N/h
	燃料の種類		都市ガス (13A)	
	燃料供給会社名		青梅ガス	
	燃料の高位発熱量		43.12	MJ/m ³ N
	燃料の炭素換算係数		0.0138	
	燃料の炭素換算係数比率 ^{*1}	1.1 >	1.00	
	発電効率	(高位発熱量ベース)	30	%
	排熱利用率	(同 上)	50	%
	総合効率	(同 上)	80	%
		2.17×発電効率+排熱利用率	>87	90
	定格電圧	0.2	kV	
	定格周波数	50	Hz	
助成事業対象施設の最大電力需要			300	kW
工事完了予定			○○○年××月	
備考				

※ 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年3月29日経済産業省・環境省令第3号)別表第1の第5欄に掲げる天然の燃料換算係数(t-c/GJ)は、B=0.0138です。ガス供給会社の燃料換算係数をAとし、A/Bの値を燃料の炭素換算係数比率に記載すること。

(2)エネルギー使用計画及び予想削減率(詳細は別紙2参照)

注) 実績として申請日の属する年度の前年度を記載し、計画としては、工事完了日の属する年度から2年度目の計画を記載すること。

エネルギーの種類	単位	エネルギー使用実績と計画	
		平成○×年度	○△年度
電力使用量	MWh/年	775	615
発電量	MWh/年	—	65
排ガス回収熱	MWh/年	—	180
	GJ/年	—	648
最大需要電力	kW	300	224
エネルギーマネジメント効果予想(最大需要電力削減率)		%	25.3

(3)最大需要電力抑制対策(案)

対策案	電力	電力量	備考
	kW	kWh/年	
① CGS又はエネファームによる発電	30.0	64,800	
② 太陽光発電	20.4	30,000	
③ LED照明器具設置による電力削減	20.7	41,400	
④ 空調設備設置による電力削減	14.2	20,000	
⑤ 照明の間引き等による電力削減	10.0	4,000	
合計	76	160,200	

注) 電力抑制合計値は、各抑制対策の合計値に同時使用率80%を乗じている。

(日本工業規格A列4番)

第20号様式 その4-2

(4)助成事業対象施設の最大電力需要に対するコージェネレーション電源の出力の割合

コージェネレーション電源の出力 (A)	30	kW
助成事業対象施設の最大需要電力 (B)	300	kW
割合 (A)/(B)	10.0	%

(5)コージェネレーションシステムの仕様

機器番号		No.1	No.2	No.3	No.4
製造メーカー名 (製造者)		◎◎□	◎◎□		
型式		CGS-12	CGS-12		
燃料使用量 (kW)		50	50		
発電定格出力 (kW)		15	15		
熱エネルギー定格出力 (kW)		25	25		
効率 (%)	発電	30.0	30.0		
	排熱回収	50.0	50.0		
	総合	80.0	80.0		
外形寸法 (m)	長さ	5.0	5.0		
	幅	3.0	3.0		
	高さ	2.0	2.0		
総重量 (t)		0.8	0.8		

添付書類：①機器カタログ、②排熱利用計算書（排熱利用率の算定根拠資料）

(6)環境に関する規制基準の遵守

騒音に関する規制基準の遵守は可能か	○	可能	不可能
振動に関する規制基準の遵守は可能か	○	可能	不可能
窒素酸化物に関する規制基準の遵守は可能か	○	可能	不可能

添付書類：コージェネレーションシステムから発生する騒音、振動及び窒素酸化物が規制基準を遵守することを証明する資料（計算書など）

【記載例】

第20号様式 その4-3

(7) コージェネレーションシステム以外の助成対象設備

1) 太陽光発電設備（蓄電池を含む）

（注）記入欄に書き切れない場合は、別紙に記入し、添付してください。

① 既存太陽光発電設備

メーカー名	型式	材料種類	公称最大出力	モジュール面積	モジュール		発電能力
			W/モジュール	m ²	交換効率	枚数	kW
							0.0
							0.0
							0.0
							0.0
							0.0
							0.0
							0.0
							0.0
							0.0
合計				0		0	0.0

② 更新及び増設太陽光発電設備

メーカー名	型式	材料種類	公称最大出力	モジュール面積	モジュール		発電能力	
			W/モジュール	m ²	交換効率	枚数	kW	
更新 (新設) 機器							0.0	
							0.0	
							0.0	
							0.0	
							0.0	
							0.0	
							0.0	
							0.0	
小計				0		0	0.0	
増設 機器	◎◎	ABC-987	シリコン単結晶	240	1.645	14.71	85	20.40
								0.0
								0.0
								0.0
								0.0
								0.0
								0.0
小計				139.825		85	20.4	
合計				139.825		85	20.4	

③ 蓄電池

メーカー名	型式	定格出力	蓄電池容量	運転時騒音	備考
		kW	kWh	dB	
▲▲	EGTP-123	10.0	12	60	
合計		10.0	12		

(日本工業規格 A 列 4 番)

【記載例】

第20号様式 その4-5

(7) コージェネレーションシステム以外の助成対象設備

3) 空気調和設備

(注) 記入欄に書き切れない場合は、別紙に記入し、添付してください。

① 既存空気調和設備

設備の種類	能力			台数 —	動力		効率 COP 又は 交換	設置 年度	動力計 kW
	冷房	暖房	単位		冷房	暖房			
空調機	AAA80CT	7.1	8	kW	5	2.09	2.33	3.42	11.1
	BBB140AX	14	16	kW	10	4.66	5.16	3.05	49.1
				kW					0.0
				kW					0.0
				kW					0.0
				kW					0.0
				kW					0.0
				kW					0.0
全熱交換機				m ³ /h					0.0
				m ³ /h					0.0
空調機合計		175.5	101.2	kW	15	57.1	63.3	2.34	60.2

(注) 更新機器及び増設機器の空調機については、室外機のみ記載し、室内機は別紙で添付のこと。

② 更新及び増設空気調和設備

設備の種類	能力			台数 —	動力		効率 COP 又は 交換	動力計 kW		
	冷房	暖房	単位		冷房	暖房				
更新機器	空調機	AAB80BAV	7.1	8	kW	5	1.81	1.6	4.46	8.5
		BBB140BZ	14	16	kW	10	3.5	4	4.00	37.5
					kW					0.0
					kW					0.0
					kW					0.0
					kW					0.0
					kW					0.0
					kW					0.0
	全熱交換機				m ³ /h					0.0
					m ³ /h					0.0
				m ³ /h					0.0	
増設機器	空調機				kW				0.0	
					kW				0.0	
					kW				0.0	
					kW				0.0	
	全熱交換機				m ³ /h				0.0	
					m ³ /h				0.0	
					m ³ /h				0.0	
空調機合計		175.5	76.8	kW	15	44.1	48.0	2.79	46.0	

(注) 更新機器及び増設機器の空調機については、室外機のみ記載し、室内機は別紙で添付のこと。

(日本工業規格 A 列 4 番)

【記載例】

第20号様式 その5

5. エネルギーマネジメントの概要

5.1 ESCO 契約の形態

ギャランティード・セイビングス契約

5.2 エネルギーマネジメント実施予定対策

		単位	削減目標	備考
電気	LED 照明器具への更新による電力量削減	MWh/年	▲▲▲	○○○○
	EHP の更新による電力量削減	MWh/年	▲▲▲	○○○○
	照明器具の間引き等による電力量削減	MWh/年	▲▲▲	○○○○
		MWh/年		
		MWh/年		
ガス	GHP の更新によるガス量削減	千 m ³ /年	▲▲▲	○○○○
	高効率ガス給湯器更新によるガス量削減	千 m ³ /年	▲▲▲	○○○○
その他	デマンドコントローラ導入による契約電力低減	kW	▲▲▲	○○○○
	CGS 導入による契約電力低減	kW		
			▲▲▲	

5.3 省エネ量保証

			実績値		目標値	計画値	保証率 %
			H27 年度	基準値			
消費量	電気エネルギー	MWh/年	775.0	775.0	700.0	720.0	
	ガスエネルギー	千 m ³ /年	58.2	58.2	48.2	51.2	
	LPG	t/年	0		0.0	0.0	
	灯油	kL/年	0		0.0	0.0	
	A 重油	kL/年	0		0.0	0.0	
	消費量合計【原油換算】			262.8	262.8	232.3	240.8
削減量	電気エネルギー	MWh/年			75.0	55.0	73.3
	ガスエネルギー	千 m ³ /年			10.0	7.0	70.0
	LPG	t/年					
	灯油	kL/年					
	A 重油	kL/年					
	削減量合計【原油換算】					30.5	22.0

5.4 エネルギーマネジメントによる金銭的効果

		単位	目標削減額	備考
電気	LED 照明器具への更新による電力量削減	千円/年	●●●	◇◇◇◇◇
	EHP の更新による電力量削減	千円/年	●●●	◇◇◇◇◇
	照明器具の間引き等による電力量削減	千円/年	●●●	◇◇◇◇◇
		千円/年		
		千円/年		
ガス	GHP の更新によるガス量削減	千円/年	●●●	◇◇◇◇◇
	高効率ガス給湯器更新によるガス量削減	千円/年	●●●	◇◇◇◇◇
その他	デマンドコントローラ導入による契約電力低減	千円/年	●●●	◇◇◇◇◇
	CGS 導入による契約電力低減	千円/年	●●●	◇◇◇◇◇
合計		千円/年	●●●	

5.5 エネルギーマネジメント実施対策予定

- ①デマンド警報機の設置
- ②施設事業者とのエネルギーマネジメント定期協議（毎月1回）
- ③デマンドピーク対策の立案（優先停止機器の選定）
- ④照明機器の間引き対策
- ⑤その他

（日本工業規格 A 列 4 番）

第20号様式 その6

6. 詳細工程及び資金調達計画

注) 交付決定日を想定して以下の予定日等を計画すること。

6.1 助成対象事業の事業開始日（工事契約予定日） ○○○○年△△月◇◇日

6.2 助成対象事業の完了予定日 ○○○◇年××月◎●日

6.3 助成対象事業の工事日数（土日祝日を含む） △▽ 日間
 （実工事日数 ◇◆ 日間）

6.4 助成対象事業工程表（詳細は別紙3参照）

6.5 資金調達計画

調 達 先	調達金額（千円）	備 考
助成対象事業者		
自己資金		
借入金		
リース事業者（リース・割賦の場合は記載）	133,704	
合 計	133,704	

注) 上記調達金額合計は、第1号様式の(1)助成事業に要する経費の金額と合致させること。

注) 助成対象事業者の自己資金と借入金は、内数としてカッコ内に記載すること。

注) 金融機関からの借入金の場合は、金融機関名とその本支店名を備考欄に明記すること。

第20号様式 その7

7. 実施事業に関する事項

7.1 その他の補助金・助成金等との関係

注) 当該事業に直接あるいは間接に関係するものについて、必ず記入すること。(誤記載等が後に判明した場合、交付決定を取り消す場合もあります。)

本助成金以外に、他の機関から補助金等を受け、事業を実施する予定がありますか。

注) 現在、補助金又は助成金を受けることが決まっている場合に加え、申請中及び申請予定のものについても必ず記入すること。

1.実施する予定がある。

2.実施する予定はない。

(該当する番号を記入： 1)

注) 回答が1の場合は、以下に記入すること。

補助金等の名称	○○○○○○○○○○○○		
補助金等の実施機関名称	△△△△△△△△△△△△		
補助金等の目的	□□□□□□□□□□□□		
実施期間	開始 ○○○○年△△月	終了 ○○○◇年××月	■ ヶ月
交付決定時期	○○○○年◇◇月		
交付申請額	18,000 千円		
補助金等の支給先	株式会社 ○○リース		

7.2 許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項

注) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得)の必要なものについて、その取得状況及び見通しを記載すること。

7.3 その他実施上問題となる事項

注) 実施上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載すること。

【記載例】

第20号様式：別紙1その1-1

助成対象事業者について（ESCO事業者）

1. 助成対象事業者に関する情報

ふりがな 企業名 (屋号)	えーびーしーえすこ かぶしきかいしゃ ABCエスコ株式会社		
ふりがな 代表者名	だいひょうとりしまりやくしゃちょう かんきょう たろう 代表取締役社長 環境 太郎		
開業・設立日	1954年7月30日		
日本標準産業分類 ^{※1} による業種 ^{※2}	大分類	Aa	エンジニアリング
	中分類	bb	コンサルティング
資本金（出資金）	150,000	千円	
株主数（出資者数）	20	人（法人を含む）	
発行済株式総数（出資総額）	300,000	株	150,000 千円
役員数	5	人	
従業員数（役員を除く）	50	人	
東京都ビジネス事業者登録日	2014年10月30日		
東京都ビジネス事業者登録番号	EB-123456		
ESCO推進協議会入会状況			
官公庁との 省エネルギー に関する 包括的サービスに 係る契約の実績	契約先		
	契約開始日		
	契約完了日		
	契約の概要		
企業の沿革 ^{※3}	注)申請した企業の創業等の沿革、過去・現在の主な事業を記載すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">共同申請者全員分の第20号様式別紙1その1を添付すること。</div>		
代表者の略歴 ^{※3}	注)申請した企業の代表者の略歴を記載すること。		
ホームページアドレス	http://WWW.		

※1 統計法(平成19年法律第53号)第28条第1項及び同法附則第3条の規定に基づき、同法第2条第9項に規定する統計基準のこと。

※2 業種は、売上高が最も大きな業種を記載すること。

※3 企業及び代表者の過去に刑事上の処分などを受けたことがある場合等は、沿革又は略歴に記載すること。

(日本工業規格A列4番)

第20号様式：別紙1その2-1

【記載例】

2. 助成対象事業者の現況等 (ESCO事業者)

2.1 株主 (出資者) 構成

株主 (出資者) 名	資本金	主たる事業 (業種)	従業員数	所有株式数 (出資額)	出資比率
1. ●●(株)	百万円	金融業	1,000 人	150,000 株 (千円)	50 %
2. ▽△(株)	百万円	コンサル業	500 人	75,000 株 (千円)	25.0 %
3. (株)◆△○	百万円	製造業	3000 人	50,000 株 (千円)	16.7 %
4. 環境 太郎	百万円		人	25,000 株 (千円)	8.3 %
5.	百万円		人	株 (千円)	%
6.	百万円			株 (千円)	%
7.	百万円			株 (千円)	%
8.	百万円		人	株 (千円)	%
9.	百万円		人	株 (千円)	%
10.	百万円		人	株 (千円)	%

共同申請者全員分の第20号様式別紙1その2を添付すること。

注-1) 出資額が多い順に10位までの株主を記載すること。
注-2) 出資比率は、小数点第2位を切り捨てた数値を記載すること。

2.2 直近決算期の製品・商品・サービス等別売上高 (主たるもの)

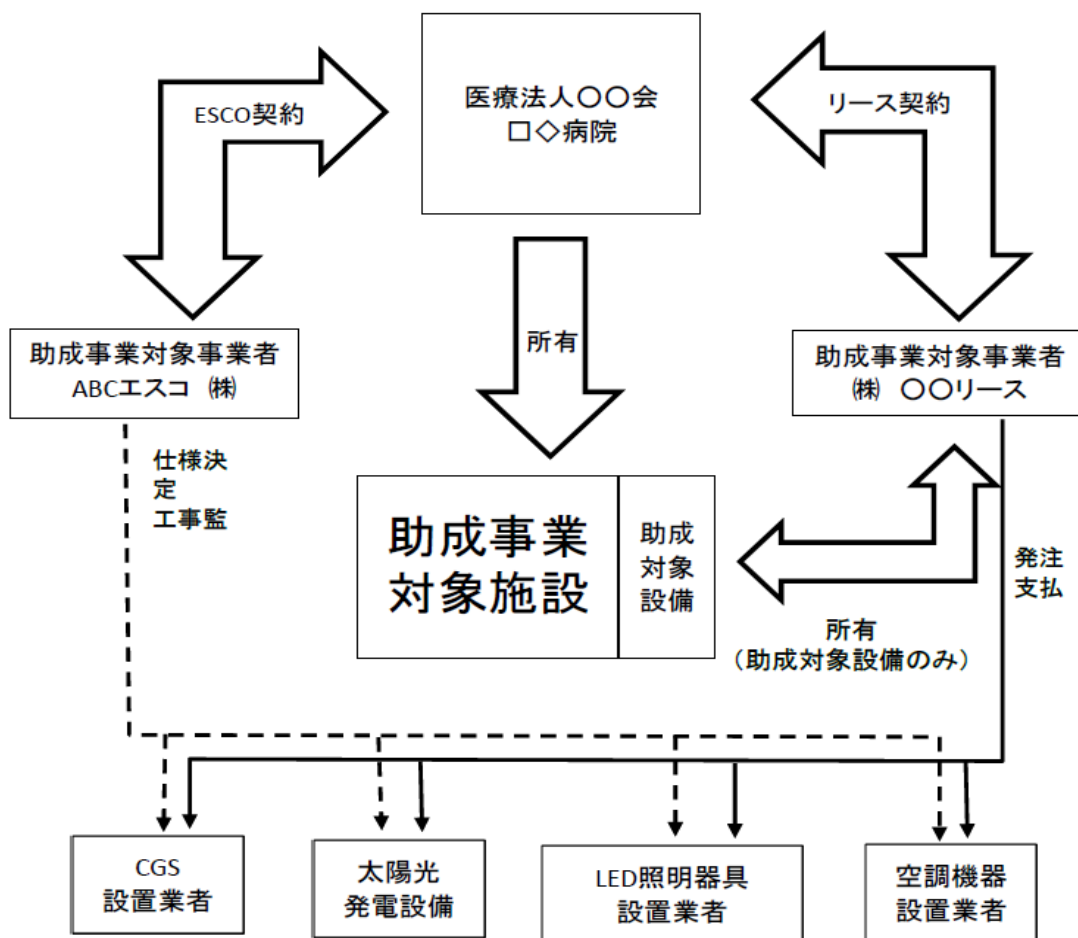
主な製品・商品・サービス等の売上高	金額	割合	備考
コンサルティング	50,000 千円	63 %	
ESCO	20,000 千円	25 %	
据付工事	10,000 千円	13 %	

(日本工業規格A列4番)

第20号様式：別紙1その3

2.3 助成対象事業者が計画する助成事業の実施体制

注) 本事業を共同事業で行う場合は、共同申請者同士及び工事請負者との連絡・責任体制を明確に記入すること。



2.4 助成事業対象施設の今後のエネルギー使用計画等について

助成事業対象施設運営者(医療法人〇〇会及び社会福祉法人△▲会)に、償却残存額の価格で販売

第20号様式 別紙2-1

助成事業対象施設のエネルギー使用実績

平成○×年度	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
購入電力量	MWh	55.000	60.000	65.000	70.000	80.000	70.000	50.000	55.000	60.000	75.000	70.000	65.000	775.000
購入ガス量	千 ³ N	5.319	4.835	4.352	3.868	3.675	3.868	4.352	4.642	5.125	5.609	5.319	5.319	56.279
購入LPG量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
購入灯油量	kL	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入A重油量	kL	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入エネルギー量	GJ	766.1	794.1	822.0	850.0	939.2	850.0	675.6	736.9	806.6	973.8	912.5	863.7	9,990.8
CGS発電量	MWh	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
太陽光発電量	MWh	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	6.000

平成○△年度	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
購入電力量	MWh	60.000	60.000	65.000	70.000	85.000	70.000	50.000	55.000	60.000	75.000	70.000	65.000	785.000
購入ガス量	千 ³ N	5.319	4.835	4.352	3.868	3.868	3.868	4.352	4.642	5.125	5.609	5.319	5.319	56.473
購入LPG量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
購入灯油量	kL	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入A重油量	kL	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入エネルギー量	GJ	814.9	794.1	822.0	850.0	996.4	850.0	675.6	736.9	806.6	973.8	912.5	863.7	10,096.7
CGS発電量	MWh	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
太陽光発電量	MWh	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	6.000

(注) 実績として申請日の属する年度の前年度を記載し、計画としては、工事完了日の属する年度の翌年度から起算して2箇年度のエネルギー使用量の計画値を記載すること。

(日本工業規格A列4番)

【記載例】

【記載例】

第20号様式 別紙2-2
 コージェネレーション及び太陽光発電電源によるエネルギー使用計画

平成○◇年度	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
発電量	MWh	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	216.0
排ガス回収熱	GJ	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	648.0
燃料使用量	千 ³ m ³ N	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	57.6
加重平均全負荷相当時間	MWh	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	720.0
加重平均全負荷相当時間	h	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	7,200
2.17×発電効率+排熱回収率	%	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1
太陽光発電量	MWh	1.9	2.2	1.8	1.8	1.9	1.5	1.3	1.0	1.0	1.2	1.3	1.7	18.6

平成◆△年度	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
発電量	MWh	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	216.0
排ガス回収熱	GJ	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	648.0
燃料使用量	千 ³ m ³ N	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	57.6
加重平均全負荷相当時間	MWh	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	720.0
加重平均全負荷相当時間	h	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	7,200
2.17×発電効率+排熱回収率	%	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1	90.1
太陽光発電量	MWh	1.9	2.2	1.8	1.8	1.9	1.5	1.3	1.0	1.0	1.2	1.3	1.7	18.6

注) 工事了了予定月の属する年度の翌年度から起算して2箇年度のエネルギー使用量の計画値を記載すること。

(日本工業規格A列4番)

【記載例】

第20号様式 別紙2-4

助成事業対象施設のエネルギー使用計画

平成○△年度	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
購入電力量	MWh	30.000	35.000	40.000	45.000	55.000	45.000	25.000	30.000	35.000	50.000	45.000	40.000	475.000
購入ガス量	千m ³ _N	10.154	9.670	9.187	8.703	8.510	8.703	9.187	9.477	9.960	10.444	10.154	10.154	114.299
購入LPG量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
購入灯油量	kL	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入A重油量	kL	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入エネルギー量	GJ	730.6	758.6	786.5	814.5	903.7	814.5	640.1	701.4	771.1	938.3	877.0	828.2	9,564.6
CGS発電量	MWh	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	216.000
太陽光発電量	MWh	1.900	2.200	1.800	1.800	1.900	1.500	1.300	1.000	1.000	1.200	1.300	1.700	18.600

平成◆△年度	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
購入電力量	MWh	30.000	35.000	40.000	45.000	55.000	45.000	25.000	30.000	35.000	50.000	45.000	40.000	475.000
購入ガス量	千m ³ _N	10.154	9.670	9.187	8.703	8.510	8.703	9.187	9.477	9.960	10.444	10.154	10.154	114.299
購入LPG量	t	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
購入灯油量	kL	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入A重油量	kL	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入エネルギー量	GJ	730.6	758.6	786.5	814.5	903.7	814.5	640.1	701.4	771.1	938.3	877.0	828.2	9,564.6
CGS発電量	MWh	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	18.000	216.000
太陽光発電量	MWh	1.900	2.200	1.800	1.800	1.900	1.500	1.300	1.000	1.000	1.200	1.300	1.700	18.600

(日本工業規格A列4番)

【記載例】

第20号様式 別紙3

助成金事業工程表

(助成事業対象施設の名称 □◇病院及び◎保育園)

工程	平成○▼年						平成○◆年					
	○月	×月	△月	●月	◆月	◇月	■月	□月	▽月	◎月	▼月	★月
交付決定通知				◆								
業者選定・契約				◆								
【事業開始予定日】												
詳細設計					↑							
機器製作					↑							
撤去工事					↑							
据付工事						↑						
試運転												
機器・工事検収引渡し												
【完了予定日】												
工事完了届提出										◎		

(日本工業規格A列4番)

注)交付決定通知受領日を想定して記載すること。

注)工程の内容は、適宜追加すること。

5. 実施要綱・交付要綱

受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該創エネ機器等の所有権が売主に留保され、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該創エネ機器等を販売すること。

7 リース事業者 リース契約又は割賦販売の契約（以下「リース契約等」という。）に基づき、創エネ機器等の貸付又は販売を行う者

8 中小医療・福祉施設 次の各号のいずれかに該当するもの（国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が所有するものを除く。）

(1) 医療法（昭和23年法律205号）第1条の5第1項に規定する病院（200人以上の患者を入院させるための施設を有するものを除く。）

(2) 別表に掲げる施設であって、入所定員又は利用定員があるものにあつては、入所定員又は利用定員が28人以上200人未満である施設

9 公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律139号）第2条第1項の規定による許可を受けた者が経営する同法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和39年東京都条例第184号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場（特別区又は保健所を設置する市にあつては、公衆浴場法第2条第3項の規定に基づき当該特別区又は保健所を設置する市が定める条例において規定する普通公衆浴場）であつて、物産統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められている施設（国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が所有するものを除く。）

第4 本事業の具体的な内容

1 創エネ機器等の設置に係る経費の助成

(1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に掲げる者であつて、別に定める要件を満たす者とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が50%を超える法人は除く。

ア (2)の助成対象事業者を実施するESCO事業者

イ アに掲げる者とESCO契約を締結し、共同で(2)の助成対象事業者を実施する施設運営者のうち、次のいずれかに該当するもの
 (ア) (3)に定める助成対象機器を所有するもの（アに掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

ウ ア又はイに掲げる者とリース契約等を締結するもの（ア及びウに掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

エ ア又はイに掲げる者とリース契約等を締結し、共同で(2)の助成対象事業者を実施するリース事業者（アに掲げる者(イ)に掲げる者とリース契約等を締結する場合にあつては、ア及びイに掲げる者）と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

(2) 助成対象事業者の要件

助成金の交付対象となる事業は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 都内の中小医療・福祉施設等（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及

中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業実施要綱

(制定) 平成26年5月23日付26環工地第32号

(改正) 平成27年5月11日付27環地第50号

(改正) 平成28年7月5日付28環地第135号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、「低炭素」、「快適性」、「防災力」の3つを同時に備えたスマートエネエネルギー都市を実現するために、都内の中小事業所のうち、中小医療・福祉施設及び公衆浴場（以下「中小医療・福祉施設等」という。）における創エネエネルギー機器及び省エネ機器（以下これらを「創エネ機器等」という。）によるエネマネジメントを促進するための「中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることとすることを目的とする。

第2 本事業の概要

1 都は、創エネ機器等を中小医療・福祉施設等に設置するESCO事業者、施設運営者（中小医療・福祉施設等において医療・福祉又は公衆浴場に係る事業を行う者）をいう。以下同じ。及びリース事業者（以下「ESCO事業者等」という。）に対し、コージェネレーションシステムの設置及びエネゲーマーマネジメントの実施を条件として、必要な経費の一部を助成する。

2 都は、1の助成を受けたESCO事業者等に対し、エネゲーマーマネジメントの実績等を報告するよう求める。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 創エネエネルギー機器 コージェネレーションシステム又は太陽光発電設備及び蓄電池

2 省エネエネルギー機器 LED照明器具（発光ダイオードを光源とする照明器具をいう。以下同じ。）又は空気調和設備

3 エネゲーマーマネジメント 建築物内の電力消費量を把握するとともに、照明器具、空気調和設備等の効率的な運転管理、電力需要のピークの抑制等を行うこと。

4 ESCO事業者 省エネエネルギー診断を受ける者との間で、当該省エネエネルギー診断に基づき、創エネエネルギー機器その他省エネエネルギー機器の導入により一定以上の省エネ効果の達成を保証する契約（以下「ESCO契約」という。）を締結する事業者

5 リース契約 創エネ機器等の貸主が、当該創エネ機器等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該創エネ機器等を使用収益する権利を与え、借主は、当該創エネ機器等の使用料を貸主に支払う契約

6 割賦販売 創エネ機器等の所有者である売主が、当該創エネ機器等の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該創エネ機器等の販売代金を買主から

び地方公共団体の出資、出えん等の比率が50%を超える法人が設置するものを除く。)において、助成対象事業者が(3)に定める助成対象機器のうち、少なくともコージェネレーションシステムを設置すること。

イ E S C O事業者及び施設運営者がE S C O契約を締結し、当該中小医療・福祉施設等に設置した創エネ機器等に係るエネルギーマネジメントを実施すること。

(3) 助成対象機器の要件

助成金の交付対象となる創エネ機器等(以下「助成対象機器」という。)は、次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。

ア コージェネレーションシステム

イ 太陽光発電設備及び蓄電池設備

ウ LED照明器具

エ 空気調和設備

(4) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象機器の設置に要する次の経費とする。

ア 設計費(設備機器の設計等に要する費用をいう。)

イ 設備費(設備機器の購入等に要する費用をいう。)

ウ 工事費(工事に要する費用をいう。)

エ 諸経費(電気、水道又はガスに係る工事負担金等に要する費用をいう。)

(5) 助成金額

助成金の交付額は、次の額とする。ただし、ア及びイの額の合計として、1億円を限度とする。

ア コージェネレーションシステム、蓄電池設備、LED照明器具又は空気調和設備 助成対象経費の2分の1以内の額(助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合には、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額)

イ 太陽光発電設備 公称最大出力1キロワットにつき、2万円以内

(6) 助成金の交付決定の手続

助成金の交付決定に当たっては、中小医療・福祉施設等における耐震化の推進に資する事業を本事業と併せて実施するものを優先するものとする。

2 助成事業者による報告等

(1) 事業者の報告

助成金の交付決定に係る通知を受けた助成対象事業者(以下「助成事業者」という。)は、エネルギーマネジメント並びにコージェネレーションシステムの発電効率及び排熱利用率の実績について、別に定める日までに、都に報告を行うものとする。

(2) 指導・助言

都は、必要に応じて、助成事業者に対し、(1)の実績に係る取組について指導及び助言を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

1 都は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対し、第4 1による助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、1の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

(1) 2の基金を原資として、第4 1による助成金の交付を行うこと。

(2) 第4 2により、助成事業者から報告を受け、及び助成事業者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 本事業の実施期間

1 第4 1による助成金の交付申請の募集は、平成26年度から平成30年度まで行う。

2 第4 1による助成金の交付は、平成26年度から平成32年度まで行う。ただし、中小医療・福祉施設等における耐震化の推進に資する事業を本事業と併せて実施する場合は、平成33年度まで行うことができるとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則(平成26年5月23日付26環エ地第32号)

この要綱は、平成26年5月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年5月1日付27環地第50号)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成28年7月5日付28環地第135号)

この要綱は、平成28年7月5日から施行する。

8	昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知	盲人ホーム
9	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第2項、第4項又は第5項	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 有料老人ホーム
10	老人福祉法第29条第1項	介護老人保健施設
11	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項第4項	特定民間施設
12	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第3項	
13	昭和40年4月5日社老第87号厚生省社会局長通知	老人休養ホーム(景勝地、温泉等の休養地において、老人に対し低廉で健全な保健休養のための場を提供する施設)
14	介護保険法第8条第20項	地域密着型特定施設
15	介護保険法第8条第21項	地域密着型介護老人福祉施設
16	売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条	婦人保護施設
17	学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)実施要綱(昭和40年8月18日40民児童発第271号)	学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)を行う施設
18	東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日12福子推第1157号)	認証保育所(A型及びB型)
19	認可外保育施設に対する指導監督要綱(昭和57年6月15日56福児母第90号)及び認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目(昭和57年6月15日57福児母第144号)、事業所内保育施設支援事業補助要綱(平成19年9月13日19福保子支第549号)又は東京都病院内保育所施設整備補助金交付要綱(平成20年9月8日20福保子支第831号)	事業所内保育所 病院内保育所 小規模保育事業実施施設
20	院内保育事業運営費補助金交付要綱(平成14年1月26日14健医人第1313号)	病児・病後児保育事業を行う施設
21	その他	東京都知事が助成の目的を達成するため特に必要と認められた施設

別表 中小医療・福祉施設(第3関係)	関連規定	施設 (関連規定の欄の規定に係るものに限る。)
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設
2	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号	社会事業授産施設
3	社会福祉法第2条第3項第8号	無料低額宿泊事業を行う施設
4	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項若しくは第4項又は第7条第1項若しくは第2項	障害児入所施設(福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設) 児童発達支援センター(福祉型児童発達支援センター)及び医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業を行う施設 放課後等デイサービスを行う施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 助産施設 保育所
5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第6項、第7項又は第11項	療養介護の事業を行う事業所(療養介護事業所) 生活介護の事業を行う事業所(生活介護事業所) 障害者支援施設
6	障害者総合支援法第5条第12項、第13項又は第14項	自立訓練(機能訓練)事業所及び自立訓練(生活訓練)事業所 就労移行支援の事業を行う事業所 就労継続支援の事業を行う事業所(就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所)
7	障害者総合支援法第5条第8項	短期入所の事業を行う事業所

- 中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業助成金交付要綱
- (制定) 平成26年6月25日付26都環公総地第355号
 (改正) 平成27年5月28日付27都環公総地第302号
 (改正) 平成28年7月27日付28都環公総地第715号
- (目的)
- 第1条 この要綱は、中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業実施要綱(平成26年5月23日付26環エ地第32号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。)第5条に基づき、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が東京都(以下「都」という。)の委託を受け事務を執行する中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業(以下「本事業」という。)における助成金(以下「本助成金」という。)の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。
- (定義)
- 第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。
- 一 東京都ビジネス事業者 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱(平成17年4月25日付17環都計第22号)第3条第1項の規定による登録を受けた者
 - 二 天然ガス 天然ガス、液化天然ガスその他これらを主原料とする燃料であって、当該燃料の1ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量が、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)別表第1の2の0の項の第5欄に掲げる天然ガス(液化天然ガスを除く。)の係数に12分の44を乗じて得た数の1.1倍未満のもの
 - 三 系統電力 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持し、及び管理する電線路を介して供給される電力
 - 四 耐震化事業 次に掲げるいずれかの補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受ける事業
 - ア 東京都医療施設耐震化促進事業補助金交付要綱(平成19年4月17日付18福保医救第918号)
 - イ 東京都医療施設耐震化緊急対策整備事業補助金交付要綱(平成22年4月1日付21福保医救第1318号)
 - ウ 東京都医療施設耐震化緊急整備事業補助金交付要綱(平成22年2月5日付21福保医救第832号)
 - エ 東京都医療施設耐震化緊急対策緊急促進事業補助金交付要綱(平成26年4月1日付25福保医救第1454号)
- 才 社会福祉施設等耐震化促進事業(児童福祉施設等耐震改修等経費)補助金交付要綱(平成21年12月7日付21福保子計第475号)
- カ 社会福祉施設等耐震化促進事業(耐震改修経費)補助金交付要綱(高齢) (平成21年12月14日付21福保高施第1043号)
- キ 社会福祉施設等耐震化促進事業(耐震改修経費)補助金交付要綱(障害) (平成21年12月28日付21福保障居第2110号)
- ク 障害者(児)施設等耐震化等施設整備事業補助金交付要綱(平成21年12月24日付21福保障居第2126号)
- ケ 社会福祉施設等耐震化促進事業(耐震改修経費)補助金交付要綱(平成21年4月1日付20福保生保第1098号)
- コ 公衆浴場耐震化促進支援事業補助金交付要綱(平成27年4月1日付26生消生第519号)
- (助成対象事業者)
- 第3条 本助成金の交付対象となる事業者(以下「助成対象事業者」という。)は、実施要綱第4条(1)に掲げるものうち次に掲げるものであって、過去に税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものとする。
- 一 次条に定める助成対象事業を実施するESCO事業者のうち次のいずれかに該当するもの
 - ア 第8条第1項の規定により本助成金の交付の申請を行った日(以下「交付申請日」という。)から第7条に規定する本事業の実施期限の日までの間、業種区分がESCO事業者である東京都ビジネス事業者又は一般社団法人ESCO・エネルギー・マネジメント推進協議会の会員である者
 - イ 国、地方公共団体その他の公的機関等と、交付申請日の属する年度から起算して過去3箇年度以内に、省エネルギーに関する包括的なサービスに係る契約を締結した実績がある者
 - ニ 前号に掲げる者とESCO契約を締結し、共同して次条に定める助成対象事業を実施する施設運営者(本助成金の交付対象となる創エネ機器等(以下「助成対象機器」という。))を所有する場合又は次号に掲げる者とリース契約等(リース契約又は割賦販売の契約をいう。以下同じ。))を締結する場合に限る。)
 - 三 第1号又は前号に掲げる者とリース契約等を締結し、共同して次条に定める助成対象事業を実施するリース事業者
 - 二 次に掲げる個人又は団体は、助成対象事業者としない。
 - 一 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - 二 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
 - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

2 前項の規定による申請は、当該申請に係る助成対象事業における次表左欄に掲げる場合に応じ、当該右欄に掲げる者が単独で又は共同して行わなければならない。

一 施設運営者とESCO契約を締結するESCO事業者 事業者が、助成対象機器を所有する場合	ESCO事業者
二 施設運営者とESCO契約を締結するESCO事業者及びリース事業者が、リース事業者とリース契約等を締結する場合	ESCO事業者及びリース事業者
三 ESCO事業者とESCO契約を締結する施設運営者が、助成対象機器を所有する場合	ESCO事業者及び施設運営者
四 ESCO事業者とESCO契約を締結する施設運営者が、リース事業者とリース契約等を締結する場合	ESCO事業者、施設運営者及びリース事業者

3 前項の規定は、第12条第2項、第13条第1項、第15条第1項、第16条、第18条第2項、第19条第1項及び第20条第1項の規定により申請書等を公社に提出する場合に準用する。

(本助成金の交付決定)

第9条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請内容についての書類審査及び必要に応じ行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるとする。

3 公社は、前条第1項の規定による申請をした助成対象事業者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付することとする場合にあつては助成金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付とする場合にあつては助成金不交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第3項の規定により本助成金の交付決定通知を受けた助成対象事業者(以下「助成事業者」という。)に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

一 助成対象機器を設置する施設(以下「助成事業実施施設」という。)においてエネルギーマネジメントを実施し、当該施設の最大使用電力を、本助成金の交付申請日から起算して過去1箇年間の値と比較して、5パーセント以上抑制すること。

二 ESCO事業者と助成事業実施施設に係る施設運営者との間において、第7条に規定する実施期限の日まで有効なESCO契約が締結されていること。

三 第20条第1項に規定する工事完了報告書の提出を行った日(以下「工事完了報告書提出日」という。)の属する年度の翌年度から起算して2箇年度、各年度のエネルギーマネジメントの実績について、当該各年度の翌年度の5月末日までに、エネルギーマネジメントの実績に関する報告書(第5号様式)を公社に提出すること。

(助成対象事業)

第4条 本助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、実施要綱第4-1(2)に掲げる要件を満たすものであつて、助成対象機器が、実施要綱第4-1(3)に定めるもののほか、次の要件を満たすものとする。

一 第10条第1号に規定する条件を満たすために十分な性能の機器であること。

二 コージェネレーションシステム(燃料電池方式によるもの又は1台当たりの発電出力が30キロワット以上のものに限る。)については、次の式を満たすものであること。この場合において、発電効率及び排熱利用率は、いずれもパーセントで表した値とし、発電効率は定格値(高位発熱量基準)を用いること。

$$2. 17 \times \text{発電効率} + \text{排熱利用率} > 87\%$$

三 コージェネレーションシステム(1台当たりの発電出力が30キロワット未満のものに限る。)については、東京都低NOx・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱(平成元年2月16日付63環大規第202号)第6条第2項の規定による認定を受けたものであること。

四 未使用品であること。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、実施要綱第4-1(4)に定める経費であつて、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象としない。

一 過剰であるとかかわらぬもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費

二 第9条第3項の規定により公社が交付の決定をした日の前に契約を締結したものに係る経費

3 助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達分又は助成対象事業者に関係する者からの調達分がある場合は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。

(本助成金の額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4-1(5)に定める金額とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本事業の実施期限)

第7条 本事業の助成対象事業ごとの実施期限は、第20条第1項に規定する工事完了報告書の届出を行った日の属する年度の翌年度から起算して3箇年度目の5月末日とする。

(本助成金の交付申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間中に助成金交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)その他別表第1に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

- 四 コージェネレーションシステムの発電効率及び排熱利用率を検証するため、必要な計測機器を設置するとともに、工事完了報告書提出日の属する年度の翌年度から起算して2箇年度、各年度の発電効率及び排熱利用率の実績について、当該各年度の翌年度の5月末までに、発電効率及び排熱利用の実績に関する報告書(第6号様式)その他別表第2に掲げる書類を公社に提出すること。
- 五 コージェネレーションシステムで使用する燃料は、天然ガスとすること。ただし、災害等により、天然ガスの供給が途絶した場合はこの限りでない。
- 六 災害時等に系統電力が途絶えた場合において、助成事業実施施設はコージェネレーションシステムから電力の供給を受けて可能な限り当該施設において行う事業の継続を図ること。ただし、コージェネレーションシステムの損壊その他やむを得ない理由により、コージェネレーションシステムの活用ができなかったときはこの限りでない。
- 七 助成事業者の中に、本助成金の交付により設置された助成対象機器の所有者が含まれていること。
- 八 第8条第2項の規定により共同申請が行われた場合にあっては、助成事業者に係るリース契約等に関し、次の要件を満たすこと。
- ア 助成事業(助成対象事業に要する経費に関し、前条第3項の規定により本助成金の交付決定通知を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。)の工事着手の日までに、リース契約等が締結されていること。
- イ 第7条に規定する実施期限の日まで有効なリース契約等が締結されていること。
- ウ リース契約等におけるリース料金は割賦販売価格について本助成金に相当する金額が減額されていること。
- 九 助成対象経費に関して本助成金以外に都から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。
- 十 前条第3項の規定による本助成金の交付決定通知を受領した後に都又は公社が本事業を実施した事業者の名称、事業所の名称及び所在地その他本事業の実施に関連する事項を公表することを承諾し、かつ、その公表に協力すること。
- 十一 工事完了報告書提出日から第7条に規定する実施期限の日までの間、コージェネレーションシステムについて第4条第2号に定める要件を満たすこと。
- 十二 公社が第23条第1項の規定により本助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- 十三 公社が第24条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、公社が指定する期日までに返還するとともに、第25条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第26条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 十四 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行うとするとときは遅滞なくこれに応ずること。
- (契約等)
- 第11条 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収その他の方法により競争に付さなければならない。ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合はこの限りでない。
- (事業開始に伴う届出)
- 第12条 助成事業者は、第9条第3項に規定する本助成金の交付決定の通知を受領した日から1年以内に、助成事業に着手しなければならない。
- 2 助成事業者は、助成事業に着手した日から14日以内に、助成事業開始届(第7号様式)その他別表第3に掲げる書類を公社に提出しなければならない。
- (申請の撤回)
- 第13条 助成事業者は、第9条第1項の規定による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第8号様式)を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。
- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。
- (事情変更による決定の取消し等)
- 第14条 公社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 公社は、前項の規定による取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- (助成事業の計画変更に伴う申請)
- 第15条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書(第9号様式)を提出しなければならない。
- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- 2 公社は、前項の規定による申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、変更を承認するものとする。
- 3 公社は、前項の規定による承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 公社は、第2項の規定による承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。
- 5 公社は、第2項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付すことができるものとする。

<p>(事業者情報の変更に伴う届出)</p> <p>第16条 助成事業者は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書(第10号様式)を公社に提出しなければならない。</p>	<p>ひ必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第9条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金確定通知書(第14号様式)により通知するものとする。</p>
<p>(債権譲渡の禁止)</p> <p>第17条 助成事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ公社の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。</p>	<p>(本助成金の交付)</p> <p>第22条 助成事業者は、前条の規定により本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(第15号様式)及び振込依頼書(第16号様式)を公社に提出しなければならない。</p> <p>2 公社は、前項の助成金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認められるものについて、本助成金を支払うものとする。</p>
<p>(工事遅延等の報告)</p> <p>第18条 助成事業者は、第8条第1項の規定により提出した助成事業実施計画書に基づき工事等を進捗させるよう努めなければならない。</p> <p>2 助成事業者は、やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書(第11号様式)を公社に提出しなければならない。</p> <p>3 公社は、前項の工事遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(交付決定の取消し)</p> <p>第23条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。</p> <p>一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。</p> <p>二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。</p> <p>三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。</p> <p>四 交付決定を受けた者(法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が暴行団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。</p> <p>五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。</p>
<p>(助成事業の廃止)</p> <p>第19条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書(第12号様式)を公社に提出しなければならない。</p> <p>2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、廃止を承認するものとする。</p> <p>3 公社は、前項の規定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。</p> <p>4 公社は、第2項の規定による承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。</p> <p>5 公社は、第2項の規定に当たり、必要に応じ条件を付すことができるものとする。</p>	<p>2 公社は、前項の規定による取消しをするに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、第21条に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。</p> <p>4 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者に通知するものとする。</p> <p>5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第4項において「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。</p>
<p>(実績の報告)</p> <p>第20条 助成事業者は、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書(第13号様式)その他別表第4に掲げる書類を公社に提出しなければならない。</p> <p>2 助成事業者は、前項の規定による提出を、平成32年12月28日までに行わなければならない。</p> <p>3 助成事業に係る工事と耐震化事業に係る工事を同一の中小医療・福祉施設等で同時期に行う場合においては、前項中「平成32年12月28日」とあるのは「平成33年12月28日」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>	<p>(本助成金の返還)</p> <p>第24条 公社は、助成事業者に対し、第14条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。</p> <p>2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。</p> <p>3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第17号様式)を提出しなければならない。</p>
<p>(助成金の額の確定)</p> <p>第21条 公社は、前条第1項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及</p>	<p>4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第26条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。</p>

- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項から第3項までの規定（前項で適用する第3項を含む。）中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。
- (違約加算金)
- 第25条 公社は、第23条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならぬ。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。
- (延滞金)
- 第26条 公社は、助成事業者に対し、第24条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかつたときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならぬ。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。
- (他の助成金等の一時停止等)
- 第27条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。
- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- (財産の管理及び処分)
- 第28条 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に關して、次の事項を守らなければならない。
- 1 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分してはならない。
- 2 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものをもって法定耐用年数の期間内に処分しようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第18号様式）により公社の承認を受けること。
- 2 公社は、前項第2号の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合は、助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日26都環総地第6号）3 2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
- 3 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならぬ。
- 4 公社は、前項の規定により、助成事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは速やかに取得財産等処分承認通知書（第19号様式）により、通知するものとする。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前4項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。
- (助成事業の経理)
- 第29条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならぬ。
- 2 助成事業者は、前項の書類について、第20条第1項に規定する工事完了報告書を提出した日属する公社の会計年度終了の日から15年間保存しておくなければならない。
- (調査等)
- 第30条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。
- (指導・助言)
- 第31条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。
- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(事業効果の報告)

第32条 公社は、助成事業者から第10条第3号又は第4号の報告書の提出を受けた場合には、速やかに都に報告するものとする。

2 助成事業者は、都が前項の規定による報告に基づき又は公社が第10条第3号若しくは第4号の規定による報告に基づき、事業者の名称、事業所の名称及び住所その他本事業の実施に関連する事項を公表することを承諾し、かつ、その公表に協力しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第33条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第34条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (平成26年6月25日付26都環公総地第355号)

この要綱は、平成26年6月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年5月28日付27都環公総地第302号)

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則 (平成28年7月27日付28都環公総地第715号)

この要綱は、平成28年7月27日から施行する。

別表第2 (第10条関係)

	必要書類	部数
1	月別の発電効率及び排熱利用率の実績が分かる書類 発電効率及び排熱利用率の実績を検証するために必要な計測機器の測定値(帳票等)	1
2		1
3	その他当社が必要と認める書類	1

別表第3 (第12条関係)

	必要書類	部数
1	工事契約書の写し	1
2	工事契約見積書の写し(複数社分)	1
3	ESCO契約書の写し	1
4	リース契約又は割賦販売契約等の写し(リース事業者との共同申請の場合)	1
5	工事工程表	1
6	その他当社が必要と認める書類	1

別表第4 (第20条関係)

	必要書類	部数
1	しゅん工図面	1
2	工事写真	1
3	試運転結果報告書	1
4	その他当社が必要と認める書類	1

別表第1 (第8条関係)

	必要書類	部数
1	助成事業実施計画書(第20号様式)	1
2	助成対象事業の実施に係る同意書(第21号様式)	1
3	助成事業対象施設に関する書類	1
4	参考見積書	1
5	商業登記簿謄本(発行後3か月以内のもの)	1
6	建物登記簿謄本(助成対象施設に係るもの・発行後3か月以内)	1
7	普通公衆浴場の許可証の写し	1
8	決算報告書(直近3年分)	1
9	法人事業税納税証明書(直近3年分)	1
10	会社・事業所概要書	1
11	施設平面図・機器配置図	1
12	システムフロー図	1
13	単線結線図	1
14	ESCO契約書案	1
15	ESCO料金計算書案	1
16	リース契約書案(リース事業者との共同申請の場合)	1
17	リース料金計算書案(リース事業者との共同申請の場合)	1
18	東京都ビジネス事業者登録通知書(写し)、ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会会員であることが分かる資料又は過去3か年以内に省エネルギーに関する包括的なサービスに係る契約締結の事実が分かる書類	1
19	現況を示す写真	1
20	想定機器カタログ	1
21	エネルギー使用量実績が分かる書類	1
22	その他当社が認める書類	1

見積書は経費の区分(設計費、設備費、工事費)及び助成対象経費が明確に判別できるようにすること。